

第507回（定例）福崎町議会会議録

令和5年3月22日（水）
午前9時30分開議

○令和5年3月22日、第507回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 13名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	12番	小林博
5番	河嶋重一郎	13番	竹本繁夫
6番	牛尾雅一	14番	城谷英之
7番	富田昭市		

○欠席議員 1名

11番 松岡秀人

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主 査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公 営 企 業 管 理 者	福永聡
技 監	宇都善和	会 計 管 理 者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総 務 課 長	岩木秀人
企 画 財 政 課 長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	松田清彦
地 域 振 興 課 長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	大塚久典
福 祉 課 長	小幡伸一	農 林 振 興 課 長	吉田利彦
ま ち づ くり 課 長	山下勝功	上 下 水 道 課 長	橋本繁樹
学 校 教 育 課 長	大塚謙一	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第1号	9番	植岡茂和	(1) 消防団について (2) 都市計画道路について
第2号	6番	牛尾雅一	(1) 令和5年度当初予算案について (2) 子育て支援策について (3) 男女共同参画社会の推進について
第3号	2番	石川治	(1) 市川右岸の無堤区間の解消について (2) 播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画について (3) 小学生のランドセル補助について

- | | | | |
|-----|----|-------|--|
| | | | (4) 野良猫の不妊・去勢手術補助金について |
| 第4号 | 5番 | 河嶋重一郎 | (1) 農業について
(2) 安全安心のまちづくりについて
(3) 観光について |
| 第5号 | 3番 | 大塚記美代 | (1) 各委員会・審議会委員の定年が80歳未満に決定したことについて
(2) こどもの権利について |

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に、松岡議員から欠席届が出ておりますので、ご報告をしておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は一般質問であります。
1番目の質問者は、植岡茂和議員であります。
質問の項目は
1、消防団について
2、都市計画道路について
以上、植岡議員。

植岡茂和議員 皆さん、おはようございます。議席番号9番、植岡茂和です。議長の許可を得ましたので、通告を基本に一般質問をさせていただきます。

連日、今WBCで盛り上がっていて、今も決勝中なんで、ちょっと中継の、議会中継の画面がWBCに変えられていないかという心配もあるんですけど、ちょっと私の質問、あとの議員の質問の間は理事者の方もちょっと集中して聞いていただけたらなと思います。

質問に入らせていただきます。

日に日に暖かくなり、マスク制限も緩和され、人の動きもより活発になっているように感じます。元気に町内を走り回る子どもも見る機会も増えました。河川敷公園もたくさんの方でにぎわっていますが、3月17日から使用開始になった西治浄化センター横の公園がすごく人気で笑い声もあふれています。暖かくなると、子どもは外で遊びたい。公園ができ、親は近くに遊ばせる場所がないと困っていたから、公園ができて大変助かっている。子どもたちからもありがたいという声をたくさん聞いています。

暖かくなると心配なことも出てきます。あぜ焼き等から延焼による火災などが全国的に増える時期でもあります。この時期、消防団はあぜ焼きかなと思いがら煙には注意して、より一層警戒しながら、ふだん生活していただいています。

町民の安心安全を守ってくれているんですね。

一つ目の質問に入ります。以前から一般質問において、私だけでなく同僚議員の中からも多くの声が上がっていた、消防団のこれからを考えていく委員会を立ち上げてはどうか。そういう思いを受けてくださって、このたび立ち上げてくださるといことで、消防団あり方検討委員会、この名称で立ち上げていただくと、さきの民生まちづくり常任委員会で報告を受けました。町民さんにも知っていただきたいと思うので、質問内容が常任委員会での質問と重複しますが、どうか答弁よろしくをお願いします。

この消防団あり方委員会の委員構成、またどのように募集をかけられるのでしょうか。答弁をお願いします。

住民生活課長 このあり方検討委員会につきましては、消防団員本団幹部2名、消防団員分団員3名、中播消防署員1名、区長会代表者3名、消防団員の配偶者2名、消防団歴代団長2名、有識者1名で立ち上げを予定しております。その各組織の代表者に推薦依頼を現在行っているところでございます。

植岡茂和議員 自治会活動等の中心である区長さんや団員の配偶者、いろんな立場の方の意見を聞けるのはすごくいいと思います。このたび検討内容はどのようなものをお考えられるのか答弁をお願いします。

住民生活課長 まずは団員の定数について検討していただきたいということでございます。委員会の中では、他の意見も出てまいりましたら、そちらも検討すればいいかと考えますが、以前から一般質問でも度々団員数の確保が難しいと聞いております。いろいろと検討項目を増やしますと時間も要しますので、まずは団員の定数について答申をいただきたいと考えております。

植岡茂和議員 本当に団員数の問題が一番やっぱり消防団は今負担がかかっているのは現状でして、でも一概にどれぐらい減らすというのも決めるのも本当に難しいことだと思うんですけど、何かいい方法にたどり着けるように、どうか慎重な審議をしていただきたいと思っています。

これも一般質問にも上げてきたんですが、消防団は有事の際の出動はもちろん、日頃の器具点検、パトロール、安心安全のまちづくりの根底を支えています。消防団の処遇改善についてですが、今会議に条例改正として上げていただいております。条例改正、提案されたことについては、消防団へのやはり熱い思いがあると思うので、このたび提案していただけた町長の消防団に対する思いをいま一度お聞かせください。

町長 消防団員は町民の生命と財産を守るために、他に仕事を持ちながら、ほぼボランティア的な精神で消防団活動に従事をしてくださっております。まず、このことに心からの感謝とお礼を申し上げたいと思います。

今回、国が報酬単価を見直しした中で、本町におきましても、日頃の消防団活動に報いるためにも、国が引き上げた報酬を上回る総報酬金額にするとの思いの中で条例改正を提案させていただいたものであります。結果としても、そのような報酬額になっているところでございます。また、消防団は自治会の中でのリーダー的な団体でもあります。村づくりを進める中で、様々な役割を担っておられるといった一面を持っておられます。そういった日頃の活動に対しましても敬意を表するものでございます。

消防団員の皆様には大変お世話になりますが、福崎町の現在と未来を担う主要な組織として、福崎町の住みよいまちづくりのために一緒に取り組んでいただきたいと願っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

植岡茂和議員 ありがとうございます。何度も何度も言わせていただいておりますが、消防団は

町民の安心安全の根底を支えています。先ほど町長も言われたように、自治会活動の一環も担ったり、また他市町から転入された方が地域になじめたのも消防団があったからということもたくさん私も体験しています。逆もしかり、一度、町外に出られた方も消防団があるから、消防団活動があるから、地元に戻って自分らの親、地元を守りたいという気持ちで帰ってきてくれる人も実際数名いるんで、どうかこれから本当にまだまだ消防団にしてはつらい時期が続くかなと正直思っています。確保ができひんいうので悩んでいるところもあれば、やっぱりちょっと昔とはやり方が違うということで行き詰まるとか、そういう声もたくさん聞くんで、これからもちょっと消防団に対しては耳も心も傾けていただいて、よりいい形でお互いが、行政と消防団がやりくりできるように力を貸していただけたらなと思います。

関連質問になるんですが、これも予算委員会で議員さんが聞かれた質問と重複するんですが、消防署の建て替えについて現状をお聞かせください。

住民生活課長 10月の民生まちづくり常任委員会で、現在までの進捗について報告をいたしました。その後ですが、市川町議会におきまして、建て替え候補地は市川町に持ってくるべきとの意見があるということで、令和4年12月20日に第9回の建て替え検討委員会を行いまして、市川町から提示のありました新たな候補地についての検討を行っております。その後ですが、市川町議会におきまして、全員協議会での説明、また地元への説明に入ったと聞いておりまして、市川町の動きを静観している状況であります。

3町の合意があって決定公表としたいと考えておりますので、まだ少し時間をいただきたいと思っております。

植岡茂和議員 3町合意が必要なんも分かるんですが、静観と言われずにちょっとどんどん進めていただけたらなと思うんですが。先延ばしになっていくと、やっぱり安心安全面で不安も残るかなとは思いますが。副町長とも苦労されてるんも分かるんですが、ぜひ福崎町がどんどん引っ張って行ってあげたらなと思うんで、積極的な委員会で発言をしていただけたらなと思います。

次に移ります。次に、都市計画道路について質問します。

何度も同じことをお聞きしていますが、どうか飽きずに答弁をお願いします。改めて、福崎駅田原線完成予定をお聞かせください。

まちづくり課長 町道福崎駅田原線ですが、事業期間につきましては5か年というふうに契約しておりまして、現在のところ、令和7年度末、こちらの事業完了を目指して推進しております。ただ、国の予算配分でありますとか、地権者の方々の交渉など不確定な要素も残っておりますが、予定としましては令和7年度末ということで進んでおります。

植岡茂和議員 ぜひとも予定どおりの完了をお願いしたいです。何度も確認しないと工期を忘れてしまうのでちょっとお聞きしました。

今現在の進捗状況をお聞かせください。

まちづくり課長 現在ですが、今行っております道路の詳細設計業務、こちらは令和5年3月末、今月末で完了することとなっております。並行しまして、用地測量業務並びに一部についてでございますが、物件補償費算定のための委託業務を実施しております。用地買収につきましては、既にご契約いただいた方々もありまして、令和5年度におきましても引き続きこの用地買収や物件補償を行っていきたいというふうに考えております。

工事についてでございますが、こちらは着手可能な箇所がありましたら順次施工していきたいとも考えておりまして、先ほど申しましたとおり、令和7年度末

の事業完了を目指して推進してまいります。

植岡茂和議員 私も半年ぶりの一般質問ですので、当たり前と言えれば当たり前ですが、前進していているなという感じをすごく感じる答弁で少し安心しました。ともに設計業務が3月末で完了予定となっているんですが、地元自治体との意見交換は図れていますか。答弁をお願いします。

まちづくり課長 こちらにつきましては、以前からご質問をいただいているところでございますが、設計に当たりまして、地元との調整、協議につきましては、事業推進を行っていく上で非常に大事だというような考えは変わっておりません。以前にも申しましたが、道路構造令また公安委員会との協議内容など地元要望に答えられない場合もあるとは思いますが、今後も可能な限り、地元との意見交換は行っていきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 地元は長年使い慣れた道、生活道路であるんですね。生活道路を分断されるわけなんです。やっぱり通り慣れている道をちょっと迂回するいうても、やっぱりちょっとおっくうなところもあって。そんなんもあるんで、ちょっとそういう不便を感じるころも、地元説明会では結構課長も意見聞いてくださったりしたんですけど、住民さん、細かな不安も多々あるんですが、中でもやっぱり説明会でもあったように通学路の安全が保てるかというのがやっぱり地元としてはすごく声が大きかったなと思うんです。その点はどうなんでしょうか。答弁をお願いします。

まちづくり課長 今言われましたように、地元の協議員さんとの説明会におきましても非常にご心配されていたことだと思っております。

町といたしましては、福崎駅田原線、こちら幅員2.5メートルの歩道、こちらが両側にできますので、ある程度の安全性は確保できていると考えております。ただ、片側3メートルの二車線道路でございます。その道路の横断時につきましては危険を伴うということもございますので、県の公安委員会とも十分に協議をしていながら、それらの安全性の確保に向け、例えば横断歩道の設置など、そういった要望は強く行っていきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 本当に強く願います。よく知恵を出していただいて、子どもたちが危険を感じるようなことがないように本当にしていけたらなと思っております。やっぱり結構、地元地区はちょっと元気な子どもが多過ぎて、交通量が増えると、やっぱりちょっと地元の人はずごく不安が大きいですね。なんでやっぱり、歩道が広いから逆に歩道で遊びだすということもいっぱい考えられると地元区長さんも話してたんですが、そういうことも踏まえて、本当にちょっと公安と密に話していただいて、よりよい形を取れるようお願いしたいと思います。

また10メートル以上の幅がある道路ができるわけなんで、田んぼを潰しての工事になりますので、やはり近年の局地的な豪雨に対する不安も地元はずごく抱えています。道路の分の排水が村中に影響するのではという不安が大きくて、そういう水路に関しても地元の意見を聞いていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

まちづくり課長 こちらにつきましても、以前よりご心配またご意見をいただいているところであります。前回は申しましたが、大雨などの降雨時、こちらなどの状況につきましては、やはり地元の方々が一番ご存じだというふうに思います。そのご意見をいただきまして、一部計画を変更させていただいたところもございますし、今後も現況の雨水排水、こちらなども考慮させていただきながらにはなるんですが、協議させていただいて、その結果、可能なことであれば設計のほうに反映させていただきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 何度か立ち合いはしていただいているんですが、やっぱり何度か、何度かというか、何度もちょっと見ていただかないと、やっぱり全部の水路を把握している人ってもう地元にも少なくなって、やっぱり見よったら、これこっちにつながるとんかみたいなのがまた今出てきよんのが事実なんですよね。なんで、説明会等でも担当課がすごく丁寧な資料作ってくださっているんですけど、あの図面やあんなんを見てもやっぱりちょっと地元の協議員のおっちゃんらも、おっちゃんら言うたらあかん、あの人らもちょっとやっぱりぴんと来ないというのが事実なんです。見よって、だからもう大変なのも分かるんですけど、足を運んで、この水をこういうふうになるよ、こういうふうになるよみたいな説明がないと、やっぱりイメージが湧いてないみたいで。これが、それで良い、それでいこうやみたいになってしまいますと、今度、雨が降ったときにまたちょっと災害が起きると、設計のときにどうやったんやということになりかねるので、そういうふうな事態は避けたいなと思っているんでね。またちょっとお手数ですが、何度も話し合いしていただけたらなというふうには思っています。できる限り、地元の声を聞いていただきたいなと思っています。

この福崎駅田原線、水路との高低差もかなり出る部分もあるんですが、これから先、管理していく上で溝掃除等のときにすごく不便な分も出てくるんかなと思うんで、そういうちょっと道の下をくぐるようなものをつくってほしいとか、上がるはしご欲しいみたいな意見も出るんは出るんでね。そういう意見の反映はできるのかどうか。ちょっと答弁お願いします。

まちづくり課長 この維持管理につきましては、整備後も地元を実施していただくこととなってきます。この工事に対します費用対効果、こちらなども考慮させていただきながら、維持管理につきましてはできるだけ省力化などができるように地元と調整して、可能であれば反映はさせていただきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 まだいろいろ不安があるというのが、地元で不安があるというのがちょっと事実あるんで、それが実態なんで、地元としては福崎が新たに発展していく一助にと期待も大きい面もあり、この福崎駅田原線、馬田の農地も有効に活用していきたいという言葉をよく町長が言ってくださるんですが、その町長の描く将来像的なものをちょっと教えていただけたらなと思います。

町長 私は町道福崎駅田原線が駅前のみならず、福崎町の活性化に大きく寄与するものと思っています。福崎町には交通核が二つあります。一つは東の核、中国縦貫自動車道と播但連絡道路の福崎インターチェンジです。今はこのインターチェンジ周辺が福崎町の中心となっています。もう一つの西の交通核が駅周辺整備事業で生まれ変わったJR福崎駅であります。この二つの交通核を連結することで、福崎町はさらなる発展ができると信じております。

町道福崎駅田原線が開通しますと、JR福崎駅へのアクセスは格段に向上すると思います。駅前に広がる農地はJR福崎駅だけでなく、福崎インターチェンジへのアクセスも飛躍的に便利になります。駅前に広がる農地には若い世代の住宅が建設され、合わせて商店が進出し、子どもたちの元気な声が響き渡る新しい町が形成されるものと楽しみにしているところでございます。

植岡茂和議員 何といったらいいんやろ、全体的な将来像はすごく先ほどのように町長に何度も聞かせていただいているんですけど、地元としては、駅すぐ近から辺がどのような発展をしていったらええんか。どう聞いたらいいんやろうな。町長が思い描いているのは、あの辺にそういう若い住宅やそういうのが建っていけばということなんですけど、何て聞いたらいいんやろ。ちょっと次回に持ち越します。すみません。

地元馬田への気持ちをもっとすごく聞きたかったので、ちょっとそれをまた僕も聞き方をちゃんと勉強して次をお願いしたいと思います。

こうやって質問させていただいていると、ちょっとやっぱりネガティブな感じになりがちなんですが、決してそういう何か指摘しよう、こうしようというそういう意味ではなくて、よりよい福崎にしたい気持ちがある人しかこの場にはいないので、ちょっと質問しよつたら、ちょっと何かこんな何か意地悪言いよんなみたいな気分になってくるんですけど、そのようなことはないんで。これからもちよっともっと勉強して質問するようにします。

久しぶりに一番手で質問させていただいたので、ちょっとさっと早過ぎるんですが、本日多くの方が控えられているので、私の一般質問はこの辺で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

- 1、令和5年度当初予算案について
- 2、子育て支援施策について
- 3、男女共同参画社会の推進について

以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 議席番号6番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

世間では物価上昇による生活圧迫、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけ、変更など、懸案事項も散見されます。こうした社会状況におきましては、住民の皆様のお安全安心な生活を守っていただくことが最も重要だと思っておりますので、それらに対応していただく施策について期待を込めて質問をさせていただきます。

まず、令和5年度当初予算案についてでございます。私たち議員に対しましては、本会議と予算審査特別委員会で説明がありましたが、一般の住民の方に対する説明ということも踏まえまして、当初予算案の編成方針についてお尋ねをいたします。

福崎町における最大の課題は何であると考えられ、どの分野に最も重点を置かれ、どのように予算を配分され、何に取り組まれようとされておられるのか。その目的やビジョンについて説明をお願いいたします。

町 長 議会初日の冒頭の挨拶の中で、当初予算に関する私の思いは述べさせていただきました。もう一度ということですので、簡潔に述べさせていただきます。

今年度の主要な施策としては総合計画の見直しがあります。今後10年間の福崎町の将来の道筋を住民の皆様との参画と協働でつくってまいります。

福崎町の課題ということではありますが、一番の課題は少子高齢、人口減少問題だと思います。ここに来て、福崎町も人口減少が顕著になってまいりました。その対応策としては、福崎町の特徴を生かし、町の魅力を高めて、福崎町に住みたい、住み続けたい、福崎町で子育てがしたい、そう思っただけのまちづくりを進めることに尽きると思っています。

そのために重要な施策はといたしますと、教育環境の充実と子育て支援だと考えています。引き続き、小学校のトイレ改修工事を行い、子どもたちに快適な教育環境を提供いたします。子育て支援については、給食材料代の値上がり分を町で補填する予算としており、給食費を据え置いています。

2点目は災害に強い安全安心のまちづくりです。気候変動の影響で台風は大型化、集中豪雨が頻発化しています。公共下水道の雨水幹線工事を着実に進めてま

います。

3点目は都市計画の緩和です。10年以上住んでいた方が地元に戻ることができる地縁者住宅に加えて、誰でもが住むことができる新規住宅区域の見直しを自治会の要望を聞きながら進めてまいります。

4点目はJR福崎駅へのアクセス道路の強化です。町道福崎駅田原線、町道千束新町線の道路改良を進めてまいります。

これらに関する当初予算は、福崎町第5次総合計画の将来像であります「活力にあふれ、風格のある住みよい町の実現」を目指したものとしております。

牛尾雅一議員 今、町長から丁寧なる説明をいただきまして、この4点のすばらしい点ですからぜひ取り組んでいただいて実現をしていただきまして、福崎町の発展につなげていただけますよう最大限の取組をお願いいたしまして、次の質問に移させていただきます。

第6次総合計画の策定に当たりましては業務委託が予定されておりますが、どのような業務内容になるのでしょうか。お尋ねをいたします。

企画財政課長 令和4年度は、住民アンケート調査、集計、将来人口推計、各種会議支援を行います。令和5年度は、基本構想、基本計画の策定支援、各種会議支援、原稿データ作成業務を行います。

牛尾雅一議員 広範囲にわたる計画の策定でございますので、業務の効率化ということもありますので、専門的な分野につきましてはコンサル会社をお願いされると思いますが、やはり我が町のことでございますので、言わば、自分のこと、自分事として町職員の皆さんや住民の方々が主体的に参加されることが大事じゃないかと思っております。

策定におきます職員の方の役割はどのようなものになっているのか。お尋ねをいたします。

企画財政課長 幹部職員で構成される策定委員会、また策定委員会の補助機関として設置されるワーキンググループが策定作業の主な実働体となり、職員の持っている知識を発揮するとともに、この計画を実行、実現する中心となるのは自分たちであるという自覚を持って従事することとなります。

また、計画の策定には職員全てが一丸となって取り組む必要があり、ワーキンググループ員でなくても積極的に関わっていくこととしております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。また、住民の方とか企業の方の意見を反映させるためにどのような工夫をされておりますか。お尋ねをいたします。

企画財政課長 住民アンケート調査の対象を全世帯6, 187世帯及び町内の企業、正社員50名以上の企業16社200名、神戸医療未来大学の学生100名とし、また小学校5年生及び中学2年生約300人にも意見を聞く機会を設け、年代や町内外の幅を持たせることにより、広い視野から意見を徴することとしております。

これらのアンケート結果を計画内の施策、取組や目標値の設定に反映させていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 私、実施不足ということで、アンケートは町内の方だけかと思っただけですが、今お聞きしますと、町外、企業でよそからというんですか、町外から勤務されている方とか、また大学ですね。よそから、ほかの都市からも来られている方のアンケートも取られて、意見も聞かれるというので、やはり中だけでなく外部からの人の意見も非常に参考になるんじゃないかと思ったので、よい取組だというふうに感じました。

次に、人口減少ということが町長も言われましたように、今、国を挙げて最大の問題というんですか、最大の関心事でございます。それで人口減少対策に関す

る事業についてお尋ねをいたします。

この春も高校や大学を卒業された若者が進学や就職で一旦福崎町を出ていかれることは仕方がないこととございますが、またUターンで帰ってきたいと思えるようになる工夫は何かあるのでしょうか。

企画財政課長 令和5年度予算では空き家等対策計画を策定し、空き家の利活用について検討を行います。また、特別指定区域について、地縁者住宅区域、新規居住者区域の見直しを行うとともに、就業等促進移住支援金や創業支援補助金により、U I Jターンのしやすい環境の推進を図ります。

牛尾雅一議員 ぜひ、その若者が帰ってきやすい、また他の市町の方も福崎町が移住したい町、兵庫県下でナンバーワンということで以前町長からも説明を聞きました。ぜひそのようになることを、移住の方々が増えて、福崎町がより活力のある町になることを期待をしております。

次に、地方創生に関する事業についてお尋ねをいたします。

今回、企業版ふるさと納税について基金を積み立てることができるように条例をつくられますが、これはどのような企業からの寄附を想定されているのでしょうか。また、福崎町には工業団地や企業団地がありますが、町内に本社がある企業は寄附対象外であると思われれます。町外企業から寄附を募るためのアイデアは何かあるのでしょうか。

企画財政課長 本町の地方創生に係るまち・ひと・しごと創生総合戦略プロジェクト事業に賛同し、福崎町を応援しようとする町外に本社を有する企業からの寄附を想定しています。

また、専門的な事業者に委託し、そのノウハウを活用しながら、より効果的に町の地方創生事業へのPRと理解を得て、ご支援いただける企業を探します。町内の工業団地で創業する大手の企業には直接訪問し、企業版ふるさと納税制度を説明した上、ご支援をいただこうと考えております。

牛尾雅一議員 ぜひ積極的にしていただきまして、多くの企業版ふるさと納税によりまして、町内が活性するというのを期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、国の地方創生に関する事業は地方の人口減少、少子高齢化を是正する起爆剤になり得る可能性のあるものと考えますが、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

企画財政課長 国の地方創生に関する事業は令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ、デジタル実装タイプの3タイプになります。対象事業は町の総合戦略に位置づけられた事業全般のソフト、ハード事業とデジタルを活用した地域の課題解決、魅力向上に関するもので、事業実施には非常に有効なものであると考えます。

令和5年度はデジタル実装タイプで、予防接種問診システム、健康管理システム連携と認定こども園ICT化推進事業を申請しまして、交付金の内示を受けております。今後もこの交付金事業の活用を検討してまいります。

牛尾雅一議員 答弁ありがとうございます。地方創生に関する事業は地方の人口減少、少子高齢化の是正のみならず、小さな町が抱える諸問題を解決できるチャンスと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子育て支援施策についてお尋ねをいたします。先日の報道でありましたとおり、2022年の出生数が80万人を割り込み、予想よりも速いペースで少子化が進行をしております。国は異次元の少子化対策と称されまして、議論を進められておりますけれども、その具体的な中身はまだ見えて来ておりません。自

治体独自の判断で子育て支援の拡充が必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

企画財政課長 令和5年度予算では、町独自の新規事業といたしまして、不妊治療費助成事業や、公立認定こども園保育業務支援システム導入事業、学校給食材料代高騰分の町負担など出生数の増加や子育て支援に対する事業を予算化しております。

牛尾雅一議員 今、どういうんですかね、ロシアとウクライナの侵攻ということがありまして、非常に原油というんですか、すごく高騰、それによる電気代の高騰とか非常に住民の方に、企業もそうですけど、非常に大変なときでございます。今、給食費の材料費の分を町がということなんですけど、それも含めまして、この後また給食費の無料化ということでもお聞きするんですが、さらなる支援というんですか、それもお願ひしたいと思ひます。

令和5年度の認定こども園の保育業務支援システムの導入についてお尋ねをいたします。このシステムはどのようなもので、また導入経過に至られた経緯をご説明をお願いいたします。

学校教育課長 システムを導入することで保育教諭の業務軽減を図り、園児と関わる時間を確保していくことで、保育の質の向上を図るとともに、保護者との総合連絡などにおける利便性の向上を図っていきます。具体的にデジタル化をするものとしたしましては、園児の登降園管理、保護者からの欠席連絡、園からの園だより、クラスだより、お知らせを配信いたします。保育教諭が作成する指導計画をデジタル化し、システム上で共有や引継ぎを行うことで業務の効率化を図ります。

また、導入に至った経緯ということですが、全国的にデジタル化が進み始めているという認識でありましたが、令和3年度に町内私立園で補助金を活用して導入されたこともありまして、公立園でもデジタル化を進め、保育の質の向上を進めることにいたしました。

牛尾雅一議員 今、説明を聞きまして、その保育士さんの園児に向き合っただけ時間が増える、保育士さんの負担が軽減されるということで、よりよい質の保育につながるシステムと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公立中学校の休日部活動の地域移行についてでございます。この4月から制度が開始するようでございますが、先日の神戸新聞の報道では、令和5年度に着手するのは兵庫県県下41市町のうち2市町だとのことでございました。福崎町ではどのように検討をされているのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 福崎町では令和5年度は部活動支援員配置事業を継続しながら、部活動検討委員会を設置いたしまして、休日の運動部活動の地域移行について、スポーツ関係団体様と意見協議、調整を行い、生徒、保護者、教員の意見も含めた情報共有と整理などを行う予定にしております。

並行しまして、学校の教職員が継続して指導することを希望した場合の兼職兼業についての検討も進めたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、説明もらいました。それで、この制度を活用されるということで生まれまますメリットとデメリットについて、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

学校教育課長 まずメリットを二つ挙げます。メリットの一つ目は専門知識を持った指導者による指導の質向上であります。これまで全ての部活動において、経験のある教員が受け持ってきたとは限らず、競技や指導の経験がない教員が指導していった場合などもあります。メリットの二つ目は教員の負担軽減であります。現在の部活動では、その学校に務める教員が時間外活動として顧問を担当しており、部活動指導がなくなれば、授業準備や担任クラスにおける業務などに専念することができると考えます。

一方、デメリットを三つ考えております。デメリットの一つ目です。教員と生徒の心のつながりが希薄になる懸念があります。デメリット二つ目は人材の確保です。地域において部活動の受け皿となる団体の運営、指導人材の確保など、様々な課題が想定されます。デメリットの三つ目は保護者の金銭的負担に関することです。これまでの部活動は学校で教員が部活動の指導を行っていたため、保護者による部活動指導への金銭的負担はほとんどなかったと思います。地域移行後は指導者に報酬を支払うことが想定されます。

牛尾雅一議員 今、メリットということで、専門的知識を持たれた実際に学生時代とか、また社会に出られても、そういう種目いうんですか、部活の種目を実際された方で指導していただくということで、生徒さんの非常に習得されて、非常に種目というんですか、その能力いうんですか、その向上につながるということが一番のことと、それと同じく一番ということで、先生の負担が軽減されましたら、思春期の中学生の子どもさんのより向き合っ、心の通じる教育というんですか、関係を持っていただくということで、今いろんな思春期、難しい時期ですので、子どもさんにとっては運動だけでなく、非常に大きな意味のある地域移行だと思いますので、非常に人材の確保とかいろんな問題もあるんですが、ぜひ成功というんですか、うまくいくようにご努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

この制度につきまして、学校はまた顧問の、今まで部活の顧問をされる先生とか部活に参加をされる生徒さんはどのように反応というんですか、どのように思われているのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 現在のところ、生徒や教職員の意見集約はしておりませんが、令和5年度においてアンケート調査を行う予定にしております。その中で、生徒が望む競技や練習場所などの生徒の要望や顧問の先生方が部活動への関わり方をどう考えているかなどの意見を聞きたいと考えております。それらの要望や意見を部活動検討委員会での議論に反映させながら、福崎町における部活動の地域移行を進めていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、現在は給食材料を地産地消ということで、各町内の営農組織の方とか大規模農家の方とか、また一般の方のそうなんですけど、給食センターに地産地消ということで品物を納めてもらっんですけども、地域の農業生産者さんを支援していくという観点からも地産地消にそのパーセントを上げていくということが大事じゃないかと。町内の方が作られる、顔の見える生産者の方が作られる新鮮な野菜を給食材料に使ってもらおうということと、地域の農業の関係者の方の支援という観点からも地産地消を高めていくと、大事と思うんですけども、その取組は何か検討されているのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 給食における令和3年度の地産地消率は43%で、令和2年度よりも10.4%減となりました。その主な理由は、地元生産者の経営方針の転換、天候不順、鳥獣被害などにより収穫量が減ったことによる給食センターへの納品が減ったためであります。令和4年度2月末集計の地産地消率は46.9%で、令和3年度の2月末よりも3.9%増となっております。

地産地消率を高めていく取組ということではありますが、給食センターでは地元生産者といわゆる役場の関係部署、給食センター、農林振興課で地産地消検討会を8月に開催し、給食センターが納品してほしい野菜、生産者が作る野菜等の話し合いを行いました。給食センターで献立を立て、使用する野菜の品目、数量を決定しましたら、農林振興課を通じて地元生産者から納品できる品目、数量を納品していただきます。給食センターでは地元生産者を優先し、納品可能な限り納品

していただいております。また、納品できそうなものの収穫が認める場合、地元生産者が農林振興課に随時連絡を入れ、農林振興課は給食センターに連絡をし、給食センターは献立に品目を追加可能ならば追加をしている状況であります。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。私、思うんですが、年間を通して供給をしてもらえるという保管施設とかいうんですか、そういうようなものを支援していただければ、もしもありましたら、結局、一時に同じキュウリとか山芋、タマネギもそうですけど、一時にたくさん採れるんですけど、それを保管するところ、適当な温度でということですか、ない場合は傷んでしまうということで、地産地消率がたくさんニンジンとかタマネギとかジャガイモと、そういうたくさん作られるようなものが年間を通して供給してもらえるようなシステムができましたら、これもっともっと上がるんじゃないかとも思います。ぜひ、そこらまた検討をしていただきたいと思います。

次に、先ほどちょっとその給食費の材料費を町が負担をいただいているということなんですが、近隣の市町、市ですか、見ましたら、給食費の完全無償化をされているところも多々あります。また、直近の報道によりますと、国が給食費などの、全国の給食費の無償化を検討されているというふうに報じられております。福崎町とされまして、その給食費の無償化というのはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 給食費の無償化、各市町の状況については把握しておりますが、その給食費の無償化につきましては、福崎町として関心を持っておりますが、財源の裏づけが必要であると考えております。

牛尾雅一議員 国が無償化に力を入れておられますので、国の動向を見ていただきまして、給食費だけじゃないんですけど、今、非常に生活費というんですか、思わぬような値上がりによって皆困っておられます。また、その子育て世帯との家庭にとりましては、ご夫婦がともに正職というんですか、正規社員で働かされていない家庭も多々あると思いますので、そこらあたりを考えていただきまして、ぜひ善処していただきたいと思います。

続きまして、学童保育の支援についてでございますけれども、学童保育の利用率はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 学童保育の利用状況ですが、令和3年度の状況になります。夏休みを除くふだんの月における平均利用者数は西部学童で40人、東部で53人です。登録者数は令和4年度になりますが、西部が126人、東部が128人ですので、利用率としましては西部が32%、東部が41%。近年も大体このような数値で推移しております。

牛尾雅一議員 非常に割と多くの方、多くの家庭がやはり、昔でしたら二世帯ということで、二世帯、三世帯でおじいちゃんが子どもが帰ってきたら宿題を見たり、いろんなことに関わって、生活というんですか、成り立つとったんですが、今は核家族化も進んでいますので、学童保育、放課後教室もそうなんですが、非常に大きな意味を持つ事業というんですか、でございます。

ということで、国も非常に子育て世帯に力を入れるということを発表されておりますので、この学童保育が充実して、子どもさんを健全に守るというんですか、健全に育てるという意味で非常にいいと思います。そして以前は、昔、私らの小さいときは家におられる高齢者、お年寄りの方が近所で遊んでおりましたら、ちょっとこんなことで何か昔の遊び方というんですか、何かいろんなことを教えてくださいたりとかというようなこともありました。ですんで、今、老人会さんは非常に元気な方もたくさんおられて、子どもの下校時の見守りにも多く何か加わ

っていただいております。

私、個人的にちょっと思ったんですが、学童保育を充実、そしてまた1週間に1回とか月1回でも地元の公民館とかを活用していただきまして、老人会さんとタイアップというんですか、地域で子どもを育てるというふうなことで、ぜひお年寄りのお力を借りて、地域でそういうことができれば、高齢者の方、また生きがいというんですか、子どもたちに関わることで元気を子どもさんにもらいますみたいなことをよく報道とかでも聞きますんで、どちらにとってもいいことなんで、そういうようなことがまたできたらなと思います。町としてもまたそういうふうな情報提供なり、そういうことを考えていただけたらなと思います。これは働く女性を支援するという観点から非常に、また子どもを健全に育てて地域に貢献してもらえる子ども、地域に愛着を持ってもらう子ども、ふるさとを大事にする子どもにつながることでございますので、ぜひそうなればいいなというふうに考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして。

議 長 一般質問の途中ですが、休憩を取りたいと思ひます。
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時43分

◇

議 長 会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 3番目の男女共同参画社会の推進ということで質問をさせていただきます。

令和5年度に仮称福崎女性応援ネットが設立の予定となっておりますが、これはどのような団体というんですかね。その設立の目的とか活動内容についてお尋ねをいたします。

社会教育課長 この仮称福崎女性応援ネットと申しますのは、性別を問わず多様なライフスタイルの方々が業種やキャリアの垣根を越えて連携、協働して、意見交換や情報交換、研究を行い、女性の活躍を推進することを目的とする団体でございます。

主な活動内容としましては、男女共同参画女性活躍推進をテーマとしました勉強会、研修会、講演会、相談会などの開催を計画されております。

牛尾雅一議員 今まで女性委員会とか女性だけとかというような委員会もありましたが、このたび男女どちらもとか、性別を問わずということで、非常にいい取組かと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

国は女性の社会進出を支援すると常々言われておまして、組織における女性管理職の登用率というのを30%をとという数値目標を上げておりますけれども、福崎町役場におけます女性管理職さんが登用率はどうのようなものかお尋ねをいたします。

総務課長 令和2年3月に策定いたしました仕事と家庭の両立、女性活躍推進のための福崎町第2次特定事業主行動計画後期基本計画におきまして、女性の管理職への登用を進めるために、可能な範囲で女性職員を多様なポストに積極的に配置し、幅広い職務を経験できるよう配慮することや、計画の目標として令和7年度までに管理職における女性の割合を13%から20%にすることを掲げております。これらを踏まえ、女性職員を積極的に管理職に登用し、令和4年度では22.2%となっているところでございます。

牛尾雅一議員 女性を、家庭があられて管理職というのは、今ここにおられる皆さんが非常に大変な業務で時間的にも非常に長時間になられるということもあるので、女性が

国が言われる30%というのは非常に高い数値というふうに思います。

町は13%を20%に、令和7年度までということを考えておられましたが、今の答弁で、令和4年度に22.2%ということで、非常に素晴らしい数字だというふうに思っております。年齢に関係なく、能力や意欲のある女性職員さんが評価をされて管理職への昇任とか管理職へ登用されるということで、女性目線の政策立案とか組織の活性化にもつながるのではと思います。そういうことで非常に、まず男性がもう素晴らしいんですよ。素晴らしいですけど、男女のいろんな思いとかいろいろありますので、違いがありますので、非常に女性がこのように多く昇任というんですか、22.2%という数字を聞きましたので、非常にいいことだと思っております。

町としても当然そのように答弁くださりますので、またそれはちょっと飛ばしまして、続きまして、会計年度任用職員様等の非正規の職員の方々の処遇についてお尋ねをいたします。

昨年の12月に町議会に対しまして、公務非正規女性全国ネットワーク「はむねっと」という団体から、会計年度任用職員の方の不安定雇用問題に対する要望書という陳情が提出されました。これは全国の地方自治体で働く女性の非正規公務員の方の処遇改善を要望する内容でございました。こうした内容は報道でも度々耳にいたしますが、福崎町役場における正規職員の方と非正規職員の方、会計年度任用職員さんとかアルバイトさんなどの割合、それらのまた男女比はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

総務課長 令和4年度の正規職員と非正規職員、会計年度任用職員等の割合でございませう。正規職員は154人で全体に占める割合が30.9%、非正規職員のうち会計年度任用職員と旧の嘱託職員ですね、それからの月給で働いていただいている会計年度任用職員、それから臨時職員、これらの割合は人数が74人で割合が14.9%、あと非正規職員のうち時給で働いていただいている旧のアルバイトの方は270人で54.2%というような構成となっております。

それぞれの男女比でございませう。正規職員は男性が51.9%、女性が48.1%、非正規職員のうち月給で働いていただいている会計年度任用職員と臨時職員、この割合ですが、男性が23.0%、女性が77.0%。ここまですべてトータル、つまり月給で働いていただいている職員のトータルをしますと、男性が42.5%、女性は57.5%という割合となります。あと残り、時給で働いております会計年度任用職員の非正規職員は男性17.8%、女性は82.2%となっているところでございませう。

牛尾雅一議員 以前から総務省さんの通達というんですか、そういうことで正規職員の方が少なくして、非正規というんですか、そういう方を頑張ってもらって、役場の財政上のことをということで、正規の方がたくさん、今、報告のようになったと思うんですけれど、国、総務省さんが規定される正職員、職員定数については福崎町はこの154人というのとはどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

総務課長 福崎町職員定数条例で定めております定数につきまして、正職員は福崎町では170人と定めておるところでございませう。

牛尾雅一議員 またその業務の量とかいろいろありましたら、この170人ということは今、報告いただきましたので、この会計年度任用職員さんというんですか、非正規の方でも長年というんですか、正規職員と同じような分野で仕事をされておられる方もあるんじゃないかと思っております。正規職員さんと非正規職員さんで待遇の差があるというのは、職責とか職務内容から言えば当然なことではございませう。それはそうなんですけど、非正規職員さんでも正職員さんと同じような勤務をされ

る、経験とかいろいろあって、そういう方についてはこの170人という枠で、まだもう少し16人という枠がございますので、正規職員に登用されなくても、その方々につきましては報酬や手当、またいろんな休暇制度とか福祉厚生などの支援を正規の職員さんに近づけていただけたというようなことを思っておりますけれども、いかがでしょうか。

総務課長 会計年度任用職員制度につきましては、令和元年までの従前の制度が不明確であったということで、各地方公共団体において任用、勤務条件等に関する取扱いの統一的なものを国のほうで定めて制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における非常勤職員の適切な運用を確保するためにできた制度でございます。給料、報酬につきましても、基本的には同一労働、同一賃金という考え方から正規職員と類似する職務を基礎として定められた制度となっているところでございます。

また、処遇改善ということでございますけれども、保育教諭、学童保育園指導員につきましては、令和4年の2月から保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の補助金を活用して、報酬の3%程度のアップも実施しているところでございます。

今後も補助金の活用、積極的な活用なども進めながら処遇改善に努めてまいりたいと思います。なお、休暇制度につきましては、福崎町では国以上の処遇となっているところでございます。

牛尾雅一議員 今、説明を聞きまして、保育教諭の方は人手不足ということでなかなか募集を町がされても、募集された人数が応募がなかったとかそういうようなこともあったのでございますが、今いろいろ改善をしていただけてまして、今度どういうんですか、勤勉手当というんですか、国は令和6年度から会計年度任用職員の方にも勤勉手当を支給することが閣議決定されております。そうした動向も踏まえまして、福崎町では今、言われましたように、会計年度任用職員の方々の働きに応じて、いろんなことを、手当とかそれを評価されて導入をしていただいているということが分かりました。引き続き、同一労働、同一賃金という国のそういう観点もありますので、できる限りその非正規の方の処遇改善をしていただくことを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、石川 治議員であります。

質問の項目は

- 1、市川右岸の無堤区間の解消について
- 2、中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画について
- 3、小学生のランドセル補助について
- 4、野良猫の不妊・去勢手術補助金について

以上、石川議員。

石川 治議員 議席番号2番、石川 治でございます。早速ですが、議長の許可をいただき、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。何とぞよろしく申し上げます。

それでは通告書の第1に入らせていただきます。市川右岸の無堤区間の解消についてであります。昨年度の一般質問におきまして、七種川合流付近のピンポイントでしか浚渫工事がなされていないということを質問をさせていただきました。ところが、今年に入ってからまた動きがありまして、神崎橋から福崎大橋までの間において市川左岸の浚渫工事が完了いたしました。それでその工事が終わった箇所を見ますと、左岸の土盛りがしっかりと段をなしており、その後ろには堤防

もあって、すばらしいものとなっております。

ただ、そこから西側の右岸を見ますと、神崎橋から南へ向かい、七種川合流付近まで堤防はありません。福崎町防災マップの洪水、土砂災害編において、この無堤区間の洪水浸水想定区域としては、水浸目安が3メートルから5メートルとなっております。

市川右岸における無堤区間の解消につきまして、県土木への堤防増設の要望はしてあるのでしょうか。今後50年に一度とか言われるような豪雨災害が出た場合、市川左岸においては河岸段丘となっている上に、堤防が完備しておりますので問題はないと思われませんが、川西地区においては、決壊すればかなりの範囲に及ぶ相当な被害が懸念されます。市川河川公園までで途切れている護岸整備ですが、公園から南における護岸整備の取組計画はどうなっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

まちづくり課長 まず要望ということでございますが、市川の改修、こちらは堤防という一か所、一部の箇所として要望しているのではなく、市川全域の河川改修事業計画、これが姫路の砥堀辺りですか、は工事をしているんですが、姫路市内でしかないものですので、この河川改修事業計画の推進に対して要望は行っております。

この要望につきましては、町長からの県知事また中播磨県民センター長などへの要望活動はもちろんのことでございますが、国また県などの予算編成に対しましても、西播磨市町長会でございますとか、西播磨市町議長会、こちらからも要望書を提出させていただいているところでございます。

無堤区間の計画また河川、そこらの公園の計画でございますが、まずはこの河川改修事業計画、こちらを福崎町内でも県で立てていただいた上での初めての工事ということになってございますので、先ほど申しましたように、この河川改修事業計画、こちらの推進に対して要望を行っているところでございます。

石川 治議員 そうしますと、その河川改修事業計画という分におきましては、無堤区間の解消についてということについても、当然、要望はなされているというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 この河川改修の事業計画というものでございますが、この市川水系、こちらでは平成22年度に県のほうでこの河川整備計画というものが策定されています。ただ、先ほど申しましたように、現在は下流域の姫路市域までとなっております。今後、そちらの改修が終わりますと、随時、上流、福崎町内でのこの河川改修河川整備計画が策定されていることとなってきますので、今現在、堤防の間をどうするといったような具体的な計画はございませんが、当然、河川の改修でございますので、そういった計画も合わせての要望となっております。

石川 治議員 そういったところも、以前には新町区における無堤区間につきましては、定かではないんですけれども、霞堤として新町区の田んぼを下流の洪水を防ぐための遊水地としての役割、洪水の調節機能とも考えられるということも聞いたこともあるんですけれども、この洪水調節機能につきましては、明治から昭和の田んぼがあった時代の話でありまして、今現在、もう新町区では市街化区域としてどこでも宅地となり、また田んぼの数もかなり減ってきておりますので、もうこういうところには全く当てはまりません。

豪雨災害時に大きな氾濫被害を出さないためにも、早急に改めて県土木なり国なりに護岸整備の取組等、良好な河川環境の創出を強く要望したいと思います。よろしくお願ひします。

次に、通告書の第2に移らせていただきます。中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画についてであります。平成26年3月に策定されました県の事業計

画におきまして、市街地が多く分布する地域では小学校や公民館に雨水貯留タンクを設置するとともに、各戸貯留の補助についても検討するとされておりましたが、その後、どうなっておりますか。

上下水道課長 おっしゃるように、中播磨（市川流域圏）におきまして、地域総合治水浸水計画というのがございます。住宅店舗等の雨水貯留施設について、各貯留に普及・啓発を行うとともに、補助制度の創設について検討するということとしております。

雨水貯留タンクにつきましては、雨どい設置型と浄化槽転用型というものがございまして、その設置については、兵庫県下41市町中19市町で3万円程度の助成金制度を設けております。この貯留効果を発揮させるためには、一旦タンクに溜めた雨水を前もって雨が降る前にその都度放流しなければなりません。先行して制度を設けています市町に聞いたところ、この作業の煩わしさから実施をしていただけのご家庭が少ないというふうに思われまして、申請件数も少ないとの状況を聞いております。また近年、制度自体を廃止した市町も4市町ありまして、県下でもなかなか思うように進んでいないのが現状であります。

こういったことから、本町としましては、浸水被害の軽減効果は限定的であるというふうに考えておりました、今のところ助成金制度をつくる予定はございません。しかしながら、引き続き研究はしていきたいというふうに考えております。

石川 治議員 先ほど3万円の補助をしている市町があるということ、半分もないんですけど49分の19ということで、そういうところでの取組状況としては、今おっしゃるように、あまり、何ですか、効果が見えないということですか。

上下水道課長 市町に聞きましたところ、先行しておられる市町、効果が見えないということにははっきり申されておられません。ただ、先ほども申しましたように、恐らくそういう今言った、前もって貯留タンクから水を出すというような煩わしい作業がちょっと手かせ足かせとなって普及が進んでいないというようなことは聞いております。

石川 治議員 各戸貯留だけでなしに、近年公民館を新築されました新町区、小谷区、福田区、西光寺区、大門区ともに雨水貯留タンクは備わっていないと見ております。このような公共施設への補助というものについても、県から、また町からそういう広報もされていなかったということでしょうか。

上下水道課長 特にこういう制度をつくる予定が今のところございませんので、そういった広報等は行っておりませんし、先ほども申しましたように、費用対効果のところも考えまして、これ補助金を出すとしますと、件数、福崎町内の各戸一つずつに申請があったら補助を出すということになりますと、何千万円というような町の持ち出しのお金もかかってきますので、そのあたりはちょっと慎重に考えておるといような現状でございます。

石川 治議員 次に、海拔ゼロメートル地帯であります福崎小学校について、雨水の校庭貯留等は検討できませんでしょうか。過去に七種川が決壊したときに、校舎への浸水被害等、すごいことになったことがありました。当時、私は小学校低学年でしたが、その光景を覚えております。県におかれましては、この計画は福崎高校において検討するとなっておりましたが、その後、特にどういうふうになったというのは聞いておりません。なお、姫路市においては、広嶺中学校で校庭貯留の工事はもう既に完成をいたしております。こういったところについては、どういふふうにお考えでしょうか。

上下水道課長 福崎高校におきましては、県が平成28年度に第2グラウンドで校庭貯留施設を整備しております。工事内容につきましては、約300メートルの側溝整備及

びその周辺での小堤防構築とオリフィスの設置でございます。小堤防の高さは約20センチでございます、約800立米の雨水を一時的に貯留をいたします。

福崎小学校でも検討してはどうかというご質問でございますが、総合治水推進計画では今のところ具体的な計画はありません。校庭に水を溜めるということでございますので、事業化するには学校関係者などのご理解や周辺水路への負荷をどの程度軽減できるかというようなことなどの検証が必要であります。

現在は雨水対策として進めております、川すそと直谷第二雨水幹線の整備を優先して行いたいというふうに考えております。

石川 治議員 50年に一度、100年に一度というふうに、よく被害想定はされるものなんですけれども、七種川、昔から暴れ川ですので、やっぱりそういったところも念頭に置いていろいろと計画はしていただけたらと思いますので、今後ぜひご検討いただけますようによろしくお願いをいたします。

それでは次に、通告書の第3に移らせていただきます。小学生のランドセル補助についてであります。保護者への経済的負担でもありますランドセルの平均価格の推移を見ますと、今から20年前は3万5,000円であったものが、今は5万5,000円となっております。ランドセルだけの重さも人工皮革や牛革の平均1,300グラムに対し、撥水加工のナイロン製にしますと、重さは550グラムから930グラムとなっております。通学用軽量ランドセルを配付する市町も出てきております。

アウトドア用品大手のモンベル製通学用バックパック、ワンパックという商品が930グラムの分が出ております。これは富山県立山町、山形県村山市が配付をされております。また茨城県では全44市町村中15市町村は合成皮革製のオリジナルランドセルを無償配布を47年間継続中のことで、中でも日立市は合成皮革で重さ550グラムのオリジナルランドセルを40年前から配付をされているそうです。また、山口県防府市は920グラムの通学かばんを配付されております。近くでは大阪府摂津市がランドセル交換券を配付されております。軽量ランドセルの配付につきまして、検討の余地はありますでしょうか。

学校教育課長 軽量ランドセルにつきまして、今、議員がおっしゃったような市町でそのようなことが行われていることを確認させていただきました。

福崎町におきましては、小学生のランドセル使用を強制しているものではありませんし、お孫さんに対して、いろんなランドセルを買ってあげたいというようなお考えもあるご家庭もありますし、そのような様々な意見や考え方もあることから、各ご家庭で選択して購入していただくことを継続していきたいと考えております。

石川 治議員 給食費の無償化につきましては、全学童生徒への毎月のことでもありますので、予算措置上のハードルが高いと思うんですけれども、軽量のランドセルの配付ということにつきましては、小学校1年生の入学時のみということもありますので、取組への予算的なハードルは比較すると低いように考えますが、いかがでしょうか。

なお、モンベル社の製品につきましては、立山町、村山市とも1万円程度で契約をされているということなんですけれども、カタログを見ますと、一般販売で税込み1万4,850円となっております。ちょうど予算時期でもありますので、次期の令和6年度の予算を見据えての質問とさせていただきます。こういったところにつきましては、教育委員会だけではなかなか難しいと思いますので、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

町 長 今、課長が答弁しましたように、ランドセルを無償配付している市町はあるということは承知をいたしております。

ただ、ランドセルもいろんなランドセル、それから軽量ランドセル、いろんな種類があるということもお聞きしております。そして、それをこのランドセル一つを配付しますよということになりますと、いやいや私はもっと違うランドセルが欲しいと言われるようなご家庭もあるのかなというふうなことを、ちょっと今、お話を聞きながら思ったところがございます。いろんな選択肢を持ってもらったほうがいいのではないかなと、このように今のところはそのように思っております。

石川 治議員 昔、私らのときは中学校も普通の学生かばんで通学をしていたのが、今は東西ともリュックサック型のかばんに変わっております。それが定着をしておりますので、小学生のランドセルについても同じように、すぐにこういうところについては定着をするものかと思えますけれども、そういったところにつきましても、ご家庭の経済的な負担等もお考えいただいて、また今後、十分にご検討いただけたらと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは次に、通告書の第4に移らせていただきます。野良猫の不妊・去勢手術の補助金についてであります。

人は猫派と犬派があるようで、私は犬派なんですけれども、いつの頃からか、2月22日がにゃんにゃんにゃんで猫の日となっております。何のことかなと思って調べてみますと、猫の日実行委員会というものがあまして、それが1987年に制定をされたようです。野良猫を至るところで見かけます。野良猫の不妊・去勢手術をすることによって猫は大人しくなり、人間社会でも共生がしやすくなるということです。一代限りの生を全うしてもらいつつ、子猫が産まれることがなくなるから、自然と野良猫は減っていきます。ただし、正規の金額でいきますと、不妊手術は2万円、去勢手術でも1万5,000円程度かかってしまいます。ただ、それを私の知り合いで、それを自前で対応してくれている方もおられます。全国的にもいろんな市町村で取り組まれているところが増えてきております。町独自の補助金制度をとというものを設けていただいて対応をするということは可能でしょうか。

住民生活課長 町では飼い犬の登録及び狂犬病予防接種に関する事務を担うのみで、それ以外の犬猫に関する事務は政令指定都市の神戸市や中核市の姫路市を除きまして、兵庫県の動物愛護センターの所管であります。

したがいまして、野良猫に関する相談に対しましては兵庫県の動物愛護センターのたつの支所を案内しております。調べますと、野良猫の不妊・去勢手術の補助金制度を設けておりますのは、県下で12市ございますが、町では今のところ同様の補助は考えておりません。

石川 治議員 今、全国的に獣医さんの間でこの不妊・去勢手術をするためのボランティア団体というのがあって、そちらのほうでは1匹当たり5,000円でされているようです。一度に、慣れた獣医さんでしたら、1日当たり40匹を6時間かけて不妊・去勢手術をされているというような、そういう記事も見たことがあるんですけども、そういうボランティアに入られている獣医さんがこの近辺におられましたら一番ありがたいと思うんですけども、そういったときにもしも町で5,000円なら5,000円の補助ができますよということであれば、またそういう話も進めていきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

住民生活課長 狂犬病の予防注射の集合注射を始めまして、犬猫に関する事務は姫路の獣医師会の協力を得ながら神崎郡3町、足並みそろえて行っております。不妊・去勢手術ですね。そのような作業を担っていただけるような団体があるようでございましたら、またその辺も検討したいというふうに考えております。

石川 治議員 兵庫県でそういう方がいるかどうかというのが、もう一つよく分からないんですけども、全国では以前に朝日新聞に出ていたんですけども、そういう野良猫を減らす活動を40年されている獣医師さんがおられるというふうになっておりますので、こういう団体に入られている獣医さんをどこかで紹介をしていただくとか、今言われた姫路市のほうにお願いをするとか、だからそういったところで今後ご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、石川 治議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、河嶋重一郎議員であります。

質問の項目は

- 1、農業について
- 2、安全安心のまちづくりについて
- 3、観光について

以上、河嶋議員。

河嶋重一郎議員 議席番号5番、河嶋重一郎です。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目、農業についてでございます。耕作放棄地区及び相続土地国庫帰属制度についてであります。耕作放棄地については空き家政策とも関連がございますが、農地の所有者が亡くなられ、町外の非農家の子どもさんが農地を相続されます。耕作がしにくいからと誰も借りてくれません。そこで、年に1回シルバー人材センターに依頼して草刈りをしてもらっておられますが、面積も広いことから10万円ぐらい必要であると嘆いておられました。

お金を払って保全管理をしておられるこの方はまだよいのですが、田を相続したけれど管理ができない。タダでよいので誰かにもらってほしいとの相談を受けたことがあります。その農地は2反ほどある補助整備された農振農用地ですが、もう数年間管理がされておりません。そこで、広報ふくさき1月号、農業委員会だよりに記事が載っていました相続土地国庫帰属法が令和5年4月27日より始まるとのこと。このような農地でも対象となるのでしょうか。お尋ねします。

農林振興課長 議員が例示されている農地につきましては、相続土地国庫帰属制度の対象になり得るものと思ひます。ただ、その農地について、田の一部に農業用の倉庫が建っている、抵当権等の担保権や賃借権等の使用収益権が設定されている、隣接する土地の所有者との間で所有権の境界が争われている、このような場合には申請ができない。申請の段階で直ちに却下されることとなります。また、通常の管理または処分を阻害する工作物や樹木等がある場合には、申請したとしましても帰属の承認ができない土地となります。

河嶋重一郎議員 そこで、法務局に国への帰属を申請するには10年分の土地管理費相当額の負担金が必要とのことですが、具体的な金額等の目安は示されているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

農林振興課長 負担金の額は原則、宅地、田、畑の場合には面積にかかわらず、取得額20万円となっておりますが、市街化区域または用途地域が指定されている地域内の宅地、田、畑、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域内の農地また申請土地が森林の場合、面積区分に応じた負担金の算定となります。

なお、議員が例示されている土地の場合、農振農用地でありますので、面積区分により計算してみますと、2,000平米の場合、10年間の負担金は186万8,000円となります。

河嶋重一郎議員 相続農地が国に帰属された場合、国が直接草刈りなどの管理をしてくれると

は考えにくいんですが、実際の農地の管理はどのようになるのか。せっかく新制度なので活用しやすくしてもらいたいものですが、いかがですか。お尋ねします。

農林振興課長 農地の場合、農林水産大臣が管理することになります。実際には、近畿農政局が管理することになります。具体的な管理内容等については分かりませんが、農政局より業者へ委託し、草刈りなどが行われるものと思います。

河嶋重一郎議員 次ですけども、荒廃農地、荒れ果てた農地、現状に復帰しにくい農地、長年の耕作放棄田の中にはほ場整備されていない山間や谷木の支援条件の悪い農地があります。昔は山の中の少しの平地でも開墾して稲作などを作っていましたが、しかし、労働不足、水利がない、日当たりが悪い、鳥獣害がひどく作りにくいことや米価の低迷等で放棄され、今では雑木が生い茂る農地として判別できないぐらい荒廃した田畑があります。町はこのような農地がどれぐらいあるのか把握しておられますか。

農林振興課長 現況が山林化しているような農地の全容は把握できておりませんが、令和4年度農地パトロールにより把握している遊休農地は8.7ヘクタールであります。

河嶋重一郎議員 それでは、町はこのような農地を農地への復旧が困難な非農地として認定し、計画的に植林への転換を図っていくというような考えはございませんか。お尋ねします。

農林振興課長 令和5年度より始まります地域計画の作成に当たり、各地区と協議しながら農業上の利用を行う区域と保全等を進める区域とに線引きすることができます。この区域を定め、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成することで植林や放牧等を行うことができるようになりますが、山際のほんの数筆といったようなくくりではなく、石段の土地として区域を定める必要があること、荒廃農地等の所有者さんの理解を得るなど、地域での話し合いにより合意形成を図る必要がございます。

質問議員が言われていますように、農業委員会が農地への復旧が困難な農地を非農用地として認定し、町が計画的に植林していくという、このような考えはございません。

河嶋重一郎議員 まだまだ荒廃農地が増えると考えられますので、その制度を考えていただくように要望しておきます。

次に、令和元年度から森林環境譲与税が創設され、令和4年度に森林所有者に意向調査が行われたと思います。このような山あいの農地に復元困難な農地の所有者にも意向調査を行って、植林などの希望がないのか確認する必要があると思いますが、どうですか。もし、このような農地に復元が困難な荒廃農地を解消する方法として、森林環境譲与税を使い、苗木の補助などを行うのも有効だと思いますが、町の考えはどうですか。あわせて、農地を林地化する際の要件を満たした上のことですが、農地の林地化支援事業があるようですが、これらも含めた上でのお尋ねします。

農林振興課長 森林環境譲与税は森林整備等が目的であるため農地は対象外となります。中山間地域等直接支払制度では、地域での合意形成を図った上で、その交付金を活用し、林地化を図ることができます。

農地の林地化支援事業についてですが、農山漁村振興交付金による支援としまして、最適土地利用対策という事業がございます。内容としましては、保全すべき農地周辺部における荒廃農地等への低密度で見通しがよい計画的な植栽管理となっておりまして、令和4年度、国の補助内容としましては事業開始から最大5年間の補助がありまして、初年度はソフト事業、計画事業や相互的体制整備等は上限250万円、後年度は、種苗費、管理費等に9アール当たり5,000円の

補助となっております。また、ハード事業は補助率50%となっております。

河嶋重一郎議員 分かりました。それでは次に入ります。

全国的に大変な問題となっております野生イノシシの豚熱についてお尋ねします。令和4年8月23日、福崎町内で野生イノシシ1頭の豚熱感染が判明しました。その後、発生状況、イノシシによる農作物の被害状況、有害駆除への影響、これからの対応等についてお尋ねします。

農林振興課長 令和4年度の発生状況についてですが、これまで3件、3頭の感染が確認されています。議員言われていますように、1頭目は令和4年8月23日、八千種小倉地区で、その後、2頭目は9月1日、西大貫地区で、3件目は10月26日、余田地区で豚熱陽性であったことを確認しております。

猟友会の有害駆除活動によりイノシシ捕獲頭数の推移ですが、令和3年度97頭に比べ、令和4年度は45頭となっております。捕獲頭数は約半減となっております。豚熱による影響が大きいものであったのではないかと個人的には推測しております。

次に、イノシシにより農作物の被害状況についてですが、水稻における被害面積、被害額は令和3年度465アール、394万4,981円に對しまして、令和4年度は97.4アール、71万451円となっております。被害面積は約5分の1に、被害額は約6分の1程度に激減しております。

それと、これからの対応等についてですが、8月23日に福崎町で初めて豚熱の感染が確認されて以降、感染拡大防止のため、感染確認地点から半径10キロメートル圏内及び発生町内で捕獲活動を行う際には、衛生マニュアルに沿った車両、人、物の洗浄及び消毒等の対策を、また当該県内で捕獲しました野生イノシシ等を県外へ持ち出さないようにするとともに、野生イノシシにおいて異常個体を発見した場合には、福崎町または姫路農林振興事務所もしくは姫路家畜保健衛生所に連絡していただくようになっておりまして、今後の対応につきまして、姫路農林に確認したところ、同様の対応を当面の間、続けていただくとのことであります。猟友会の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願い申し上げます。

河嶋重一郎議員 昨年度はそういう状態だったんですけども、今年度もし豚熱が収まっておれば、異常繁殖、今年度について異常繁殖するおそれがありますので、役場のほうも注視していただきたいと、こういうふうに思います。

続きまして、これも狩猟者の関係のことなんですけれども、狩猟者の育成施設ですね。猟をするためのいろんなことを勉強する施設なんですけれども、兵庫県は農林業に被害を与える野生動物の駆除を強化するために、狩猟者の育成拠点を三木市内に整備していますが、施設の名称、概要、稼働予定等についてお尋ねします。

農林振興課長 施設の名称は今のところ仮称であります。県立総合射撃場としております。施設の概要ですが、敷地面積が約80ヘクタールうち約12ヘクタールを射撃場に、また約68ヘクタールをわなの実践研修等に活用される予定であります。

稼働予定ですが、整備着工は令和3年度で、令和5年度中のオープンを予定しておりましたが、県に聞いたところ、現段階では稼働予定日は決まっていないことでありまして、令和6年度中を目指しているということでありまして。

河嶋重一郎議員 分かりました。

次に、安全安心のまちづくり、人口減少、少子高齢化対策の1点としまして、空き家施策についてお尋ねします。空き家の利活用について最近相談を受けた件がありますので、一般質問をさせていただきます。

令和4年12月議会において、同僚議員も一般質問をしておりましたが、まちづくり課長の答弁では、令和4年9月現在の空き家数は362件で、年々増加傾向にあるとのことでした。町長が力を入れられておる人口減少、少子高齢化対策として空き家の活用は大変だと思っております。これから空き家の活用について、町の考えをお聞きします。市街化調整区域にも多くの空き家があります。すぐに住める状態の空き家であればよいのですが、水回りを含め、大規模な改修をしなければ居住することが難しい物件もあります。また、空き家の所有者が空き家の周辺の農地も相続しており、相続人の高齢化などにより、その管理が十分でない場合も多く、集落の環境に悪影響を与えている場合もあると感じております。

私が相談を受けた空き家は、市街化調整区域内で、町土地利用計画の集落区域から少し外れたところにあります。空き家自体は大変老朽化しておりますが、自然豊かな周辺の環境が気に入り、ぜひ活用したいとのことでしたので、所有者の方と話し合った結果、有利な条件で借りることができました。空き家の周辺は耕作放棄田になっていましたが、これらの農地も畑として活用したいとのことでした。その空き家は将来的には住居としても利用したいが、まずは喫茶店やらこども食堂などをやりたいとのことでした。

そこで、まちづくり課長に相談したところ、空き家を店舗にするなど利用する場合は、土地計画法上の用途変更が必要となるが、集落区域から外れているため、許可を受けるのは難しいとのことでした。

そこで質問ですが、市街化調整区域内で集落区域から外れていても、用途変更の許可を受ける方法はないのでしょうか。お尋ねします。

まちづくり課長 その市街化調整区域内で、集落区域から外れていても用途変更の許可を受ける方法とのことですが、空き家に対して言いますと、空き家活用特区制度というものがございます。この制度は以前にこの議会の一般質問においても取り上げていただいて制度となっておりますが、空き家の利用促進を目的とした制度となっております。この特区に指定されますと、空き家の所有者は町に対して空き家情報を届け出る義務などが生じるわけではございますが、この空き家情報を基に空き家の活用サポート、規制緩和また活用に対しての補助金の優遇などが受けられる、そういった制度でございます。

その規制緩和の中で、市街化調整区域の住宅の新築用途変更などがございまして、築10年以上経過した空き家であれば、計画されていますようなカフェやホテルなどへの用途変更が可能となってきます。

この空き家活用特区制度でございますが、言われますように、人口減少対策や市街化調整区域の活性化対策などにも非常に有効な施策であると思われることから、現在、町長からも支持を受け、福崎町内でも活用できるよう兵庫県と積極的な協議を進めているところでございます。

河嶋重一郎議員 それでは、人口減少と少子高齢化が急激に進む集落では、空き家が一戸でも合法的に住宅や店舗に活用できるかどうか切実な問題なんです。都市計画法上の手続が緩和されたとして、次に問題になるのが空き家のリフォームの資金です。相談に来られた方は県のホームページを見て補助金を探されたそうです。令和4年度は空き家活用支援事業がありましたが、令和5年度以降も補助制度が継続されるのかどうか情報ありますか。お尋ねします。

まちづくり課長 この空き家活用支援事業でございますが、現在のところ、廃止等の情報はもっておりません。

河嶋重一郎議員 それでは、今、継続ということで理解してよろしいですか。

まちづくり課長 国、県のほうから廃止というのがございませぬので、町としては継続されて

いるものというふうを考えております。

河嶋重一郎議員 聞くところによりますと、令和4年度までは県が活用の種類によって事業者の2分の1から3分の1を補助していたが、令和5年度以降は県の補助金を受ける場合、町も随伴して補助制度をつくる必要があると聞きました。町として、そのような制度をつくられるということは考えておられますか。どうかお尋ねします。

まちづくり課長 ご説明いただきましたように、この制度、令和5年度から補助を受けるには町の随伴補助が必須となってきます。福崎町におきましても該当される方にこの補助制度を活用していただけるように、町における補助制度につきましても、令和5年度内をめどに創設していきたいというふうを考えております。

また、12月議会の三輪議員からの一般質問におきましても回答させていただいてますとおり、このような補助制度を活用するためには、町におきまして空き家等対策計画、こちらを作成する必要があります。そのため、令和5年度内において、この計画を策定する予定としておりまして、この議会において提案させていただいております議案第7号、福崎町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきましても、この空き家等対策計画を作成することを目的の一つとして改正させていただくものとなっております。

河嶋重一郎議員 空き家や周辺の耕作放棄田の活用がよりしやすくなる制度を通じて集落の環境保全や活性化につながることを期待しまして、次の質問に移ります。

次は道路周辺の整備ということで、道路に樹木が覆いかぶさっている箇所が多く見られます。強風時の枝折れ、倒木、見通しの悪さ、通行緊急車両の誘導や災害時の避難や移動にも支障を来します。

町民の安全安心の観点からも伐採整備の必要があると考えますので、町の対応についてお尋ねします。

まちづくり課長 ご指摘にありますとおり、この道路沿いにございます樹木の管理、特に強風時におきます枝折れや倒木などにつきましても、道路管理者として非常に苦慮しているところでございます。

町が管理しています街路樹などはもちろんのことでもございまして、民間の方が植樹された、または管理されていますこの道路への倒木の危険性がある樹木や道路に覆いかぶさってきている樹木、こちらにつきましても、分かり次第、消費者の方に連絡を行わせていただいで、適正な管理をお願いしているところでございます。ただ、中には、速やかな対応をしていただけない場合もございまして。適切な管理の重要性や倒木などにおけます道路への危険性などについて、今後も説明を十分に行うなど、所有者、管理者の方々へ対して指導はさせていただきたいというふうを考えております。

河嶋重一郎議員 よろしく願いしておきます。

最後の質問になります。観光についてであります。町の観光施策についてお尋ねします。

新型コロナウイルスの影響で、観光客減が続いてまいりましたが、大分戻ってきたように思います。3月13日からマスク着用を個人の判断に委ねることになり、また新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月8日から5類に引き下げられます。今までと異なった人の流れがあるかと思いますが、そのような中、当町における観光施策について何か得策、次の一手を考えておられますか。お尋ねします。

地域振興課長 令和5年度の観光施策としましては、ポストコロナを見据えた地域観光の活性化を目指したサステナブルツーリズム、持続可能な観光を考えています。

駅前辻川観光交流センターを拠点としたにぎわいづくり、そして文化観光資源の辻川山公園の河童、天狗、妖怪ベンチ、県指定文化財ホテル「NIPPONIA」などを活用した取組、そして観光アプリの利用などによって誘客、周遊観光の促進、滞在時間の延伸、観光消費額の増加を図ります。また、新たにPR動画の作成、コンシェルジュガイドブックの更新、着ぐるみ河次郎の更新など、さらなる観光情報の発信に努めます。

SDGsの観光振興としましては、超小型電気自動車「ガジポット」、電動スポーツ自転車「e-バイク」を活用したカーボンニュートラル体験型観光にも取り組みます。

また、七種山周辺では老朽化した太鼓橋の修繕、登山道の西コースの立ち木伐採、春日山では案内看板の設置、イベントの開催など緑豊かな観光資源をかつ整備して、マイクロツーリズム、3密を避けながら近場で過ごす観光の促進にも取り組みます。

地域活性化事業としては、ウィズコロナ時代の各種イベントを開催し、地域を元気に盛り上げます。4月1日には4年ぶりとなります民俗辻広場まつりの開催、夏祭り、秋祭りは通常形態で開催します。そして、新しい事業として、手話ダンス甲子園、障害者参加型イベント、七夕ランラン、子ども参加型イベントなど、共生のまちづくり事業を展開いたします。

このように多岐にわたった仕掛けづくり、イベントの開催など観光振興事業、地域づくり事業を展開し、観光客、交流人口の増加、地域の活性化に努めてまいるところでございます。

河嶋重一郎議員 ありがとうございます。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上で、河嶋重一郎議員の一般質問を終わります。
暫時休憩を取りたいと思います。
再開を13時といたします。

◇

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

5番目の質問者は、大塚記美代議員であります。

質問の項目は

1、各委員会・審議会委員の定年が80歳未満に決定したことについて

2、子どもの権利について

以上、大塚議員。

大塚記美代議員 議席番号3番、大塚記美代でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

先ほどのニュースで、WBCにおいて日本が優勝したということでした。誠にありがとうございます。全く関係ないんですけど。

では、質問に入ります。

多くの町民の意見を聞くことは町の運営にとって重要なことだと思っています。以前に町長に昨年9月に一般質問をいたしましたときも、町長はそうにおっしゃっていました。町民全員の意見を一堂に会し聞くことは困難なので、町民の意見は委員会や審議会に応募していただき、そこでお聞きすると言われていました。そのことを踏まえ、各委員会、審議会の定年が今回80歳未満に決定したことについて、先日の総務文教委員会でも報告を受けましたが、その理

由が公務員の定年が5歳引き上げられたことによるということでした。どうしても理解できませんので、改めて質問いたします。

官公庁の定年が65歳に引き上げられたことと、委員会・審議会委員の年齢にどのような関係があるのでしょうか。

総務課長 このたびの改正は改正前の規定、これは平成22年4月から施行していたものでございますが、その中では、就任時は70歳未満、再任時は任期中に77歳に達しない。この2点で定年を定めておりました。このことにつきましては、令和4年の6月議会におきまして、お二方の議員から一般質問の中で見直しが必要ではとのご意見をいただいております。それを踏まえまして、見直しを行う中で何を根拠にするかということで、平均寿命、こちらにつきましては平成22年から昨今まで男性ではおおむね2歳、女性ではおおむね1歳の伸びでありました。

一方、定年ということでは、先ほど議員が言われましたように、60歳から65歳に引き上げられるという流れの中で、定年の伸びを一つの目安として5歳程度の引上げを設定し、具体的には就任時は70歳未満としていた定めを任期中に80歳に達しないと、また再任時は任期中に77歳に達しないとしていた定めも同じく任期中に80歳に達しないという形にさせていただいたものであります。

大塚記美代議員 平均年齢のことも今おっしゃいましたけれど、平均年齢はあくまで平均年齢であって、100歳を超えてもしっかりされた方もいらっしゃるわけで、そのことは根拠になるというふうには理解できません。

今現在、福崎町の住民で80歳以上の方は何人いますか。

総務課長 令和5年2月末現在の福崎町の人口は1万8,723人で、そのうち80歳以上の方は1,792人でございます。率に換えますと、9.6%となります。

大塚記美代議員 約1割程度ということかと思えます。住民が参加できる町の重要な会議に80歳以上の人が参加できないということは、この1割弱の人の意見は町は聞かないという方針なのでしょうか。

総務課長 このたびの改正におきましては、改正前には規定しなかった例外規定を定めることによりまして、既定で定める定年以上の方であっても必要な場合には参画していただくことができる規定とさせていただいたところでございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。いろいろな町の計画が立案されるによくパブリックコメントを町の広報などでも募集されていますが、今までどれぐらいの応募がありましたか。教えてください。

総務課長 パブリックコメントの意見の件数ということでは、ここ数年という形では少ない。あっても数件とかいう形であったというふうに認識をいたしております。

大塚記美代議員 パブリックコメントの応募となると、なかなか期間が1か月程度と短いですし、膨大な資料や計画案をその短時間で読み込む必要がありますので、関心があっても見過ごしたり応じられないことが多いと思えます。しかし、この委員になつたりしますと、その任期中は集中してそのことを考えられますので、意見も出やすいと思えます。福崎町の、ここで重複になるかもしれませんが、委員会と審議会には、ざっくりとでいいんですが、どのようなものがあるのか教えてください。

総務課長 法令により必置義務のあるもの、条例規則で設置の定めをしておるもの、また要綱などによる任意に設置しているものなどで59ございます。内訳といたしましては、法令によるものが8、条例規則によるものが18、それ以外の任意設置が33となっております。

大塚記美代議員 その中で、80歳未満でない委員になれないような体力がかなり必要な委員会はありますか。

総務課長 現地視察の有無でありますとか、会議時間の長さ、また開催頻度など個々に条件が異なる部分もございますが、基本的には体力がかなり必要な委員会というようなことではないという認識をいたしております。

大塚記美代議員 現在、定年は一応決まっていますのですが、最少年齢は決まっていますか。

総務課長 最少年齢という形では決まっておりません。委員等の公募におきましては、18歳以上、ただし高校生を除くというような形で公募をしていることが多くございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。あまり18歳、19歳の委員はあまり見たことがないのですが。私の場合、高齢者にちょっと今注目しておりまして、人生100年時代と言われてもう久しいのですが、一億総活躍社会と言われているのに、80歳以上の人だけを委員会から排除するというのは、これは差別に当たるのではないかと思うのですが、この考えについてどう思われますか。

総務課長 ちょっと繰り返しになる部分もございますが、このたびの改正は改正前の規定では就任時は70歳未満、また再任時は任期中に77歳に達しない。この2点で定年を定めていたことにつきましてご意見をいただいたことを踏まえまして、任期中に80歳に達しないの1点として、さらに例外規定を定めるということで、必要な場合には定年を適用しないことができるようにした、より柔軟な規定とさせていただいたところでございます。その意図するところは、従前よりも高齢の方にも参画していただくこととするものでございます。決して、80歳以上の人だけを委員会から排除するというような強い思いがあるというものではございません。

大塚記美代議員 趣旨は分かりますが、今80歳以上の方が1,792人いらっしゃる。その方々に町として、今後、今現在も役割を持っておられる人が多いと思いますけれども、今後さらにますます役割を持っていただくということの意義については、どのように考えておられますか。

総務課長 80歳以上の方に役割を持ってもらうことの意義はあるというふうに考えます。委員会の委員の役割に体力が要するというような形のものはないということも先ほど考えておると申し上げたところでございます。

いずれにおきましても、議員が指摘されるような内容、お言葉を否定するという考えではありませんで、むしろ同感であります。必要とする場合には参画いただくことができるよう制度改正を行ったというものでございます。

大塚記美代議員 その年齢制限を設けるということ自体がちょっと何か差別的なことに引かかるのではないかと思います。質問させていただいたわけなんですけど、町としてもいろいろ考えていただいているということは重々分かりました。今後ますます社会が多様化していきますので、その多様化した方々への配慮をした町運営が必要になってくると思います。いろいろな町民の意見を聞く体制をどうかよろしく願います。

次の質問に移ります。子どもの権利について、福崎町がどのように権利擁護を実施しているのかについてお尋ねします。

本年4月1日からこども基本法が日本でも施行されますが、福崎町ではこれを受けて、どのような取組をされる予定か。ありましたら教えてください。こども家庭庁が創設されてから考えるというのでしょうか。

学校教育課長 学校教育課におきましては、既に従前から子育て支援センター、認定こども園、学童保育園、小中学校などを所管事務としておりまして、国の基幹こども家庭庁が創設されることで、事務の集約化、各種通知の1本化、事務の明確化、効率化などを期待しているところであります。

また、こども基本法の第13条関係者相互の有機的な連携の確保の中で、こども施策に係る協議と連絡調整を行うための協議会を組織することができるという規定が設けられましたが、福崎町では子ども・子育て会議や要保護児童対策地域協議会が、こども施策についての関係機関として活動していただいております。こども基本法の制定とこども家庭庁の創設を機会に、改めてその活動の意味を認識して、こども施策を推進していきたいと考えております。

大塚記美代議員 福崎町ではもう既にこども基本法にのっとったようなことはもうしていると、これで十分だというようなことかと思いましたが、まださらに充実されていかれることと思います。

次に、子どもの権利条約の一つに、子どもの意見の尊重というものがうたわれており、こども基本法の基本理念の3にも書かれていまして、全ての子どもについて年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会、多様な社会活動に参画する機会が保障されることとなっております。しかし、福崎町のいろいろな子育て計画や教育計画、その評価において、子どもの意見を表明する機会についての記述が見当たりませんが、それはどういうことでしょうか。幼稚園や学校で子どもが意見を表明する場はあるのでしょうか。また、子どもの意見を乳幼児園や学校運営に生かすという発想はあるのでしょうか。お尋ねします。

学校教育課長 児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえた、このこども基本法第3条の基本理念、その第3項に、全ての子どもについてその年齢及び発達の程度に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されることと、おっしゃるとおりでございます。

自己に直接関係する全ての事項とは、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々の子どもに直接影響を及ぼす事項と解されております。このような事項について、自己の意見を形成する能力のある児童とは、小学校高学年及び中学生以上であると考えております。小中学校におきましては、学期ごとに生活アンケートを実施し、個別に教育相談も行っており、日常生活での困り事をはじめ、自分自身の思いを開示して担任教諭や保護者と意思疎通を図っております。なお、幼稚園の園児は自己の意見を形成する能力のある児童とは言い難く、子育て世代の保護者を通じて、園児の意見を表明いただいていると考えております。

大塚記美代議員 子どものその能力の評価について、なかなか難しいところがあると思いますけど、一概にその年齢で区切るということはどうなのかなと思います。幼稚園児であっても、自分の意見は述べることはできると思いますし、その保護者がその子どもの意見をくみ取っているかということに対しては疑問があるのですが、その子ども、幼稚園児に直接意見を聞くということは意味がないとお考えですか。

学校教育課長 こども基本法第3条第4項に、子どもの年齢、発達の程度に応じて、その意見が尊重されという基本理念があります。子どもの意見の聞き方、その採用の方法は多様な方法があると考えております。直接聞くことに意味がないと申し上げているのではございません。

大塚記美代議員 なるべく子どもに直接意見を聞くという機会を増やしていただき、子どもの思いをくみ取っていただけるのが子どもの権利ではないかと思います。大人が子どもの気持ちを分かったつもりになって代弁するということはちょっと危険が伴うと思いますので、ちょっともう一度そういう子どもの意見を聞く場ということを考えていただけたらと思います。

今回、第6次総合計画のための子どものウェブ回答での反応がどうだったのか

についてお尋ねします。幼稚園児はここには含まれていなくて、先ほどの議員の質問では小学5年生と中学2年生へのアンケートであったということでしたが、どのようなアンケート内容だったか。その子どもの思いは十分に聞くことができたのかどうかお尋ねします。

企画財政課長 小学校5年生及び中学校2年生の対象のアンケートにつきましては、各校の総合の授業やホームルーム等でタブレットを用いて実施し、310名から回答がありました。現在、意見集約の作業中ではありますが、先行して委託業者から提供のありました回答箇所興味深いものが、「福崎町への愛着や誇りを感じているか」という設問に対して、「感じている」、「どちらかというと感じている」と答えた子どもが87.1%、また「これからも福崎町に住み続けたいか」という設問に対し、「住み続けたい」、「町外に出ても、いずれは福崎町に戻ってきたい」と答えた子どもが69.4%で、どちらも高い水準での回答でありました。

大塚記美代議員 授業中にタブレットを用いて回答したというようなことでしたが、不登校の生徒に対してのアンケートはされなかったということですか。

企画財政課長 対象者数が324人でありまして、回答数が310人でありましたので、何らかの理由で未回答の生徒児童があるということでありまして、不登校の子も含まれるかもちょっと分かりませんが、そこまで分析は行っておりません。

大塚記美代議員 ありがとうございます。分析の結果も興味を、関心を持って注視したいと思います。

次に、子どもには教育を受ける機会が等しく与えられることと教育基本法でも謳われています。全国的に不登校児童生徒が増加の一途をたどっており、福崎町でも同様の傾向ですが、学校に行かない子どもの教育を受ける権利についてはどのように保障されていますか。お尋ねします。

学校教育課長 不登校児童生徒の学習保障として、個々に様々な対応をしております。毎日の授業の内容を記録したノートや用紙を渡してくれる児童生徒もおります。宿題は友達が届けたり、保護者が取りに来るなどして、毎日もしくは1週間分まとめて渡すなど、本人、保護者の意向に合わせて対応しております。

また、各学校ともICTを活用した学習保障に取り組んでおりまして、不登校児童生徒のうち、希望者にはデジタル端末を持ち帰らせて、コミュニケーションを取ったり、行事前の呼びかけや連絡事項の伝達をしております。コンディションのよいときは、授業を中継して自宅で視聴することもあります。そのほかにも保健室や別室で過ごす生徒には学習支援員による指導を行い、中学3年生であれば、家庭訪問による進路指導も行っております。

大塚記美代議員 そのICT端末を活用している不登校の児童はどれぐらいいますか。

学校教育課長 今つかんでおりますのが、小学校で4名、中学校で5名というところでありませ

大塚記美代議員 福崎町では「のぞみ学級」がサルビア会館で実施されているということですが、それはどのような内容で何人くらい参加していますか。

学校教育課長 現在も希望者があれば開設をしております、数名が参加しております。令和3年度末まで在籍していた生徒は現在学校に登校できております。学習内容は個々により様々で、計画を立て、必要な教材を用意し学習を進める。興味や関心のある内容や課題について学習する時間があります。

大塚記美代議員 充実した内容かと思えます。サルビア会館に場所が近い家の子どもなら一人で行けるとは思いますが、遠くに住む子どもの場合の通学はどのようになっていますか。

学校教育課長 通学につきましては、各ご家庭で対応をしていただきたいと思いますと考えております。

どうしても送り迎えができないなどの必要がある場合は、不登校指導員が迎えに行くことも想定しております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

次に、福祉課が実施している「てくてく」という活動については、あまりオープンにされていないので、よく分かっていないのでお尋ねします。何歳から何歳ぐらいの方が何人ほど参加しておられ、どのような活動をしているのか。またその参加者はどのような反応を示しているのか教えてください。

福祉課長 令和4年度は現時点で5回開催し、5回で延べ52人の児童生徒とその保護者延べ24名が参加しました。年齢は3歳から17歳です。小学校中学年から高校生の参加が中心ですが、幼児、3歳ぐらいの参加もありました。活動はイベント形式で行っており、地域の方々にご協力いただきながら、畑作業や勾玉づくり、書道体験、障害スポーツ体験を実施しました。令和4年度はあと一回、ジャガイモの苗植えを予定しております。参加される方は不登校の児童生徒より学校には通えているが、何かしらの生活のしづらさを抱えている児童生徒が大半を占めております。参加者の反応ですが、参加された児童生徒はイベントに楽しんで参加していて、社会参加の場の確保ができていると考えています。また、保護者の相談の場ともなっていて、保護者同士の交流や参加した支援者との相談を行うなど、保護者にとっては相談や息抜き場としても活用をいただいております。

大塚記美代議員 すばらしい活動内容でありがとうございます。この3歳から17歳といういろいろな年代の人の交流があるというのが社会生活を送っていく上で必要な大事なことかなと思っています。

福崎町にはフリースクールというものはありませんが、学校に行きづらい生徒などに対してフリースクールについての紹介や援助については、福崎町ではどのようにされていますか。

学校教育課長 保護者が必要とされれば、兵庫県教育委員会によります不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドラインという冊子をお渡ししたりして、フリースクールを紹介しております。また、町のホームページから県のホームページにリンクして、先ほどの民間施設に関与するガイドラインをご覧いただけるようにしております。

大塚記美代議員 このガイドラインはホームページからでも出せるんですけども、この内容について、学校の先生方はどのように周知されていますでしょうか。全員の先生方はこのガイドラインの存在をご存じでしょうか。

学校教育課長 県教委からの通知もございますし、もともと平成29年の教育機会確保法からの出発であります。令和元年にこのガイドラインについて着手され、令和2年3月に発効されているということで、そのあたりにつきましては、学校内で情報共有し、そのような子どもさんに対しては、このガイドラインなどをお渡しして、社会的な自立を目指すという認識で進めております。

大塚記美代議員 このガイドラインにたくさんのフリースクールが載っていて、のぞみ学級も載っているんですけど、どのような内容のことがこのフリースクールというか、民間施設、不登校児童生徒を支援する民間施設に対して先生方は内容というか、中身はご存じなのでしょうか。

学校教育課長 このガイドラインに載っております施設は県下で様々ございます。福崎町に関しましては、隣の市川町にあるフリースクールに行かれる方が多く、その内容につきましては、既に関係する学校長が施設を訪問して、その中身については確認したりもしております。それは子どもさんが通学するに当たっての様々な、いわゆる出席扱いになどに対応していくというところでフリースクールを訪問して、

内容を確認させていただいておるところであります。そういう意味では、関係する先生方はそのような情報を共有しながら進めているところでもあります。

大塚記美代議員 校長先生はよくご存じだということでしたが、直接学校に行きづらい生徒に関わるのはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだと思うのですけれども、そのような方々はこのフリースクールの内容はご存じなのでしょう。

学校教育課長 学校復帰を目的としていたところから、社会的に自立するということで、居場所の確保という観点からこのような体制に、兵庫県教育委員会さんも方向を転換されたというところでもあります。そういう意味から言いますと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めて、この施設については十分内容を理解した上で日々の対応をしているところでもあります。

大塚記美代議員 私は先日、その市川町の「まっくろくろすけ」というフリースクールを見学に行かせていただいたんですけども、福崎町からその学校の先生やらスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが見学に来たことはないと言われていましたが、見学に行って、そこで体験して初めて分かることもあると思います。そのフリースクールがこの子に合うか合わないかはその子に任せるしかないんですけども、ある程度、どのような内容かを知っておいて支援するということが必要なのではないかと思いますので、ご配慮、今後お願いします。

学校には行かないのに、あそこのフリースクールでもう元気に遊んでいる子どもをたくさん見せていただいたんですけども、学校には行かないのにフリースクールに行くという理由は何が考えられるのでしょうか。

学校教育課長 先ほどの大塚議員様の中で、校長は必ず行っておりますので、フリースクールさんが来られたことがないとおっしゃるのはちょっと間違っておられるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

そういうフリースクールさんとのやり取りする中からもありますが、学校に行くことが難しくなった原因やきっかけは複数重なっていることが考えられますが、関係者の話によりますと、3点ほどありまして、一つが30人ほどのその多い人数で学習することが嫌である。二つ目が自分で使いたい時間や自分の知りたいことを自分で勉強したい。三つ目が先生から指示されるのが嫌であるというようなことが挙げられるようであります。

大塚記美代議員 そのような生徒にとって今の学校に通うということが大変な苦痛を強いるというようなことであろうかと思います。なので、県でも多様な民間施設に通学するというようにシフトしているということでしたが、このフリースクールに通うためには、公立の小中学校ではほぼ無料ということになってはいますが、フリースクールに通うためには年間何十万とか、もっと高いところもあるんですけども、その金額に対して何か援助できるようなことはあるのでしょうか。

学校教育課長 授業料等に関しましての援助ということにはございません。基本的には保護者、児童生徒さんの希望によってフリースクールを選択されているという部分が基本的にはございます。

教育委員会はそのフリースクールの内容など確認させていただいた上で、いわゆる出席扱いできる施設であると判断した施設につきましては、いわゆる学割の定期ですね。電車を通われる子どもさんが福崎町の場合にはあるので、学割定期の発行のための在学証明書を発行いたしまして、通学定期で通学できるように配慮しているところがございます。

大塚記美代議員 それは二、三年前に始まったということで、大変助かっているというようなことでしたが、今、低所得者への支援として就学援助というような制度があると思いますが、それは何かもしフリースクールに行かれています子どもさんの家庭が

低所得者である場合は何か適用できるものがあるのでしょうか。

学校教育課長 フリースクールに行かれています子どもさんもいわゆる福崎町の小中学校のどこかの在籍されている子どもさんになります。そのご家庭で就学援助が必要なご家庭と申請によって判断させていただければ、就学援助の対象となっております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。その情報はきちんとそのご家庭には伝わっているのでしょうか。

学校教育課長 基本的には全員の方に就学援助についてのお知らせはしております。フリースクールに行かれています方もリアルタイムですぐにその情報が手に渡っているかどうかちょっと分かりませんが、必ず手元には行って、ご家庭で判断されていると理解しております。

大塚記美代議員 先日、市川町のフリースクールに訪問した際に、もう学校に就学する以前から幼稚園の時代から、幼稚園の集団生活に合わない子どもさんということで、もう小学校も行ったことがないという子どもさんが3分の1ほどおられるということでした。幼稚園で行き渋りもあったりして、もう小学校には頑張っ行って行こうと思って無理を重ねていると、余計心身ともに不調を来して、長期のひきこもりになってしまう可能性もありますので、学校だけでなく、幼稚園のときからそのようなフリースクールへの情報とか提供ができれば、その心身に病気を来すところまで追い詰めなくてもフリースクールに行っって伸び伸びと学習することができるのではないかなと思いましたので、幼稚園への情報提供もよろしくお願ひします。

今、不登校の支援に対しては、主に子どものほうに不登校支援員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどの配置が加算されてアプローチをかなり丁寧にいただいておりますが、学校側の体制ですね。大人数で生活できないという場合はなかなか難しいと思うんですけども、先生から指示されるのが苦手だとか、自分でしたいことを伸び伸びとしたいというような希望があるということでしたが、その希望に対して学校側で少しでも体制をそちらの方向に変えるようなことは考えられないのでしょうか。

学校教育課長 学校の体制を変えるということと合致するか分かりませんが、フリースクールに通っている子どもさんがフリースクール的な感覚を味わえるような学校にできないかということによろしいのでしょうか。

大塚記美代議員 私も何を聞いているのか、しどろもどろになりましたけど、そのようなことですね。できれば、フリースクールに行かずに学校で自分の好きなことを発揮できるようになればいいのかなと思いますし、フリースクールも費用がかかりますし、少しそっちよりに変えられるものがあるのかなという、これでわかりますか。

学校教育課長 自由に伸び伸びとというのは望ましいとは思ひます。ただ、学校は学ぶところでもあり、時間割に基づいて勉強もしなければいけません。自分で自由に過ごすことがずっとできるかという、なかなか厳しいところもありますし、集団生活におけるそういう規律を学ぶというのも、集団でいるところのメリットであるとは思ひます。それに合致しない子どもさんがいらっしゃるというのも理解しておりますが、できるだけそのような空気を持ちながら学校生活を送れるような形では取り組んでいただけるように、また話をしていきたいと思ひしております。

大塚記美代議員 すみません、ありがとうございます。学校では不登校だった生徒ですね、不登校を経験した生徒の中学校卒業後の進路などは把握されているのでしょうか。

学校教育課長 中学校卒業後の進路における状況につきましては、高校や通信制のほうから連絡が来たり、もう本人さんが来られて、相談に来られるということによって知るところになりますが、いわゆる追跡調査などは行っておりません。

大塚記美代議員 追跡調査まで必要かということとは分かりませんが、その不登校経験者の話というのを聞かれる、それは知っておくということは、その後の不登校の対応にも役立つと思うんですけど、不登校経験者の話を聞かれたことはあるのでしょうか。

学校教育課長 不登校経験者に直接働きかけて話を伺うということに取り組んだことはございませんが、自主的にといたしますか、卒業後もつながっている、不登校でつながっている子どもさんもうらっしゃいますので、その人たちに不登校の気持ちや状況を聞いて参考にしているところでもあります。

大塚記美代議員 ありがとうございます。まず、不登校の原因の一つにいじめがなっていることもあると思うのですが、いじめに対してはどの程度、把握できていると考えておられますか。

学校教育課長 現在、いじめによる不登校はないと思っております。いじめはどこの学校でも起こり得るものと捉え、学期に1回程度、アンケート等を活用しながら常時その把握に努めております。事案が発生すれば、その都度、指導の経過をまとめた文章を管理職が作成し、学校内で共通理解するとともに、町教委への報告もごさいます。

大塚記美代議員 そうしますと、発生、認められたいじめ、発生されていると認識しているいじめについては解決できたということでしょうか。

学校教育課長 当事者への個別の聞き取りに加え、被害者、加害者の保護者へも連絡し、早期対応に心がけておまして、どの案件も一定の解消はできておりますが、引き続き継続的な見守りに力を入れております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。いじめ対策のために道徳の授業が復活したと認識していますが、毎年、道徳でいじめについての授業は行っているのでしょうか。

学校教育課長 平成27年、心の教育の必要性が謳われ、道徳が特別な教科、道徳として、小学校は平成30年、中学校は令和元年に教科化されました。毎週1時間の道徳の授業の中に友情、信頼などいじめに関する事柄もごさいます。なお、いじめに関しましては、全ての教育活動の中で指導するように努めております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。もし、いじめについて誰かに相談しようと思っても、担任の先生とかの信頼関係がないとなかなか話さないと思うのですが、発覚されていないいじめもあると思いますが、先生方は子どもとの信頼関係を築くためにはどのようなことをされていますか。

学校教育課長 信頼関係の確立で大切なことは、子どもの声なき声に耳を傾けようとする姿勢や子どもの思いに親身に寄り添うことだと考えております。そのためには、教員の資質向上、力量アップや流行に追われず、不易の伝承が大切だと考えております。

大塚記美代議員 まず、子どもの声を聞くことだと思うんですけど、声なき声はなかなか難しいとは思いますが、言うてる声をまず聞いていただくことが大事かなと思えますけれど、そのような指導あるいは評価についてはどのようにされていますか。

学校教育課長 常日頃からの子どもとの距離感、その取り方が大事かなとは思いますが、従前からいろいろないじめについてはご質問いただいた折にもお答えしておりますが、子どもの微細な変化にも気づけるように、常に全ての子どもに目を配らせながら先生が心がけることが大切だと考えております。

大塚記美代議員 先生も大変ご苦労があると思えますけれども、子どもの声を聞いていただきたいと思えます。

ある不登校の経験者が書いた本に書かれていたんですけど、校則が細か過ぎると不登校が増えて、校則がなくせば不登校が減るというようなことが書かれ

てあったんですけども、その意見についてどのように、今の、孫もいませんし、校則がどのようなものかも把握していないのですが、校則が細か過ぎると不登校が増えるという意見について、どのようにお考えですか。

学校教育課長 校則は児童生徒一人一人の安全を守るためのものであります。残念ながらそのようなご意見もあるようですが、福崎町における校則は少なくとも4年前とは変わっておりませんが、残念ながら不登校の子どもは増えてきております。不登校の原因に校則が関わっているとは考えておりません。

なお、現在、中学校におきましては、生徒会を中心に合理的ではない校則は見直そうとした動きがあります。

大塚記美代議員 校則が多いと不登校が増えるということはちょっと分からないんですけども、その点も視野に入れて一度考えてみて、これは本当に必要な校則かということで一度考えていただけたらと思います。

次に、子どもの声を聞くということについて、PTAや子ども・子育て会議に私も入らせていただいているんですけども、そこに当事者である子どもが入っていないことについてはどのようにお考えですか。子どもの意見をこの会議は聞いていえるのでしょうかという疑問があるんですけども。

学校教育課長 今、言われた会議などの組織はそれぞれ親の立場で考える組織であると考えております。子どものことを一番よく知っている親が子どもの意見や思いを知った上で、その会議で意見を反映させていっていただける組織であると思っております。

大塚記美代議員 では、子どもの直接声は聞く場所はないということでしょうか。町としては。

学校教育課長 子どもの中でも幼稚園の子どもさんにつきましては、先ほどから、申し上げておりますように、基本的には保護者さんが子どもさんの意見を聞いて、それを正しく、そのような会議を通じて、もしくは町のほうへの意見として反映させていっていただければと思いますが、少なくとも小学校以上になりますと、先ほども申し上げたアンケート等で子どもの意見は聞くことはできておりますし、それは担任が当然見ておりますので、そのような意見は町教委を通じて調査委のほうへ届いてくるものと考えております。

大塚記美代議員 そのシステムの場合、子どもの声は担任のバイアスがかかるの心配はないのでしょうか。

学校教育課長 直接子どもの意見を聞くことが絶対的に大事であるというところはちょっと難しいところがあると思います。こども基本法におきましても、全ての子どもの意見を直接聞くというようなニュアンスにはなっておりませんので、様々な、親でありますとか、先生を通じての意見の反映というところで進めていきたいとは思いますが、先生が子どもの意見を違って捉えるということはないことを祈りますといえますか、ないようにしていただきたいですが、ないと考えます。

大塚記美代議員 先生もそれぞれの価値観をお持ちだと思いますので、その子どもの権利条約やらこども基本法が新しく制定されることを踏まえて、この機会にぜひ子どもの声を直接聞くと、そうするとどうなるかということ一度検討いただけたらと思います。やっぱり、どちらかといえば先生も人間ですので、やっぱり先生の価値観が上乘せされて、子どもさんの意見が教育委員会に反映されるということを私としてはとても心配しています。

教 育 長 子どもの声を聞く、改めて聞くことはないんですけども、日々授業や学校教育の中で子どもの意見や声を聞くことに努めております。そして、休み時間も含めて職員室にも戻らないで廊下や教室で子どもがどう活動しているのか、どんな気持ちでいるのかという他愛のない会話の中で意見をつかもうともしております。

そして、私、思うのは、学校や園の主人公は子どもであると。そのことは福崎町の先生方に常日頃言っております。だから、学校、園の主人公は子どもやでなということは福崎町の先生方は皆理解してくれておるとおもいます。だから、聞いた声を違った価値観で報告したり、そんなことはないと思っております。

大塚記美代議員 では、先生もご苦労おかけしますが、よろしくお願いします。

次に、子どもというと、18歳までが子どもと言われるんですけども、中学校卒業した後、高校に行っている場合は高校生までも対象になるのですが、この子どもの権利が奪われていないのかどうかということ福崎町としても確認する必要がありますが、これについてはいかがでしょうか。

ほけん年金課長 保健センターのほうで「ふくさきっこステーション」ということで、子ども家庭総合支援拠点を設置いたしまして、18歳以下の子どもを対象に相談、対応、支援などを行っているところではございますので、それとそういった部分で何か子どもに異変があるということであれば、相談対応しているという状況ではございます。

大塚記美代議員 何か困ったことがあって、相談があれば保健センターに来てくださいということですけども、実際問題として、高校にちゃんと行けるのか、中退とか増えていないか、あるいは貧困問題によって中退に追い込まれているのではないかとか、そのような事情は把握はしていない、あるいは把握できないということでしょうか。

ほけん年金課長 なかなか全てのケースまでというのは難しいのかなというふうには思っております。今、申し上げましたように、いろんな形で地域の民生委員さんですとか、また学校も、高校のほうからですとか、そういった部分で行政のほうに相談等がございましたら、そういった形の中では関わっていきたいということはおしております。

大塚記美代議員 18歳以下の子どもが直接「ふくさきっこステーション」に相談に来るといようなことはあったのでしょうか。

ほけん年金課長 直接ということはなかなかないのかなというふうには思っております。やはり親御さん、それからそういう先生方、周りの方からのということが多いというふうには思っております。

大塚記美代議員 小中学校に行かれている場合は学校が把握することが多いと思うのですが、学校に行っていない場合、あるいはもう高校、中学卒業した場合の子どもがきちんと成長、発達できる環境にあるのかどうかというのを把握するのはなかなか困難かと思っておりますけれども、その子どもたちも福崎町の町民ですので、きちんと成長、発達できるように支援していくことが大事かなと思っておりますので、民生委員さんとか、保健師さんとかに対しては子どもの成長、発達については何か研修会のようなものはされているのでしょうか。

ほけん年金課長 それに特化してというようなところはしておりませんが、特に地域での貧困問題ですとか、不登校とか、そういった部分については、ある程度こちらから民生委員さんとも連絡をやり取りしながら、支援につなげられる部分については行って、連絡をいただいてこちらのほうで行っておりますので、そういった部分ではできているのかなというふうには思っております。

大塚記美代議員 民生委員さんが不登校の状況を把握しているということですか。

ほけん年金課長 全ての方を把握しているかどうかというのは、こちらでちょっと分かりませんが、そういう家庭の状況等もございますので、そういったところを把握されている民生委員さんもあるかというふうには思っております。

大塚記美代議員 いろいろご努力いただいているということで、ありがとうございます。4月

1日からこども基本法が制定されるに当たり、改めて全ての子どもの権利を保障し、全ての子どもが安心して自分の意見が言えて、伸び伸びと活動できるような社会になっていくような施策や計画を今後もお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、大塚記美代議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、明日3月24日金曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時56分